

平成十四年八月一日 ホームページ用改訂

平成六年七月一日

対面石と八幡神社

附八幡神社関連資料及び略年譜

八幡神社社務所

序

昭和五十三年、清水町教育委員会より「清水町 神社をたずねて」が刊行されました。乏しい資料の中を、丹念に調べ上げ、且つ考察されましたことに対しまして、深く敬意を表する次第であります。

しかしながら、当社に関しまして、この地を東西文化圏の接点として見るとき、若干の補足を行わなければならないと考えます。

中野先生は、この点をふまえ残された中世の文献資料を元に、頼朝義経兄弟の對面の地、及び中世に於ける当社の役割など、考察を加えられました。先生の深い御造詣と真摯な御研究に深く感謝申し上げます。

この度この小冊子を作成するに当たりまして、併せて当社に関係すると思われる資料、及び年表を附しました。識者の参考に供することが出来れば幸甚に存じます。

尚、資料及び年表に関しましては、まったくの編者の恣意と独断によるものであり、先生の手稿とはあまり関連性のないことを申し添えます。

昭和六十二年六月三十日

八幡神社

宮司

勝

又

清

序に代えて

― 駿豆の国境について ―

当初、この小冊子を印刷して以来、刷り直しを十数回行っておりますが未だに完成を見ておりません。編者の責めに帰すべきは当然であります。もう一つは、資料が断片的であり且つ難解でもあるからであります。

編者は、中野先生の論文を頂いてより、当社の資料をつとめて収集して参りました。その折々にこの小冊子にまとめて参りました。今後もこの姿勢には代ることなく、新資料を集めて行く々々は「神社誌」にまで育てて参りたいと存じております。

当八幡神社は、郷社として明治以来清水長泉の方々、また東海道を往来する旅人たちの厚い崇敬を受けて参りましたが、中・近世には、泉郷の総社として、中世には黄瀬川駅（宿）の鎮守としての性格がありました。

特に源頼朝公の関東軍がこの黄瀬川の地を平家に対する軍事的な最前線の兵站基地にしたことから、当社は再整備される端緒になりました。

これ以前にはこの地に何があったのか推測の域を出ず、誠に遺憾に存ずる次第であります。

しかしながら、この推測の手段が全くないわけではございません。平成五年の拝殿改築工事のおり、六・七世紀頃のものと思われるかわらけ用のものが若干排土の中に見いだされました。また、『修訂駿河国新風土記』の中に「桃澤社の舊地に石清水を勧請し給ふ。」との記事も見いだされます。

『豆州志稿』以来、古代この黄瀬川東岸の地は伊豆国に属するとの説が定説なるかのごとく喧伝されましたが、黄瀬川をもって駿豆の境とする明確な古資料を編者は寡聞にして知りません。古代「珠流河」と呼ばれた地域は、相模・伊豆までも含めた地域であったようです。この三国の中心が三島から沼津の辺りにあったらしく、その後身が駿河にあっては沼津の日吉廃寺の辺り、三島では三嶋大社または国分寺跡辺りと比定しても良いのではないのでしょうか。何れにしても国府どうしが近接していることから様々な混乱が起きました。特に駿豆の境は、時の地方権力の消長が大きく影響していたことでしょう。

しかしだからと云って一国の国界が絶えず動揺していたとはいえません。伊豆国は上国ではありませんが非常に優秀な船材を産出し、又卜部として優秀な人材をも朝廷に供給している土地でした。方や駿河の国府がこの辺りにあったことなどを考えあわせると、中世以来境川が駿豆の国境であったことは古代にまで遡り得るでしょうし、反対に黄瀬川が駿豆国境ではなかったといえるのではないのでしょうか。

特に長泉・清水条里と田方条里の向きが若干異なることは、多くの示唆を与えてくれます。時代、施工方法、構造など共通項が多いので地形に合わせて作ったために向きが異なると云われております。しかし当時の水田灌漑技術のほとんどが中央からもたらされるものであってみれば、同一国による施工であるとは断定できないのではないのでしょうか。

国境を動かすと云うことは、非常な大権を擁することは古今東西を問いません。非常に大きな変動を伴うことになるので、有史以後であってみれば何らかの証拠が遺ってしかるべきではないのでしょうか。

このように見たときに、駿河郡にあったといわれる国府は、古代永倉駅付近にあり、それが黄瀬川駅に変身し、

さらに中世末箱根路が官道になるに従って、衰退したとみるのが妥当でありましょう。

黄瀬川及び富士の水利権は当然駿河に属していたであろう事は、今も昔も変りがないのではないかと思います。従って、清水長泉地区も古代から駿河に属していたとみるべきではなからうかと考えます。

この地域は鎌倉時代には駿河国「小泉庄」と呼ばれ、摂関時代の藤原道長が建てた芳成寺の領地でした。鎌倉時代に藤原氏の勢力下にある芳成寺領が駿河国であるならば、鎌倉幕府はこの地域を伊豆から駿河に編入する理由がなくなります。それならば当然平安時代でもこの地は駿河であつたろうと推測できます。

古代この地は伊豆國であつたという説は、延喜式が編纂された平安時代にまで遡っても、伊豆から駿河に編入されたと云う根拠がみあたりません。

これらのことから推測に推測を重ねれば、当八幡神社の前身は、『修訂駿河国新風土記』の記載通り桃澤神社であり、且つ「永倉Ⅱ黄瀬川駅」の守護神であつたと考えても良いように思われます。

いささか牽強附会、我田引水の感なきにしもあらずですが、このように考えると、この地の重要性が見えてくるように思います。

中世の当社の神主家は由比氏ではなかったかと、中野先生が指摘されました。当社伝承の中世文書には由比氏に関するものではありません。しかし県史編纂事業の中からそれらしい文書が発掘されました。今後の事業進展に期待しております。長沢の甘利氏にたいして今川氏真が由比河内守の知行を宛行しているが、なぜ甘利氏なのか理解できそうな感じがするし、神主岩崎氏が柿田に住んでいたという伝承は、戦国末の複雑な事情をかいまみせてくれるような気がします。

また、近世の神主家岩崎氏ですが、その末裔たる郁夫氏より初代から現在に至るまでの「霊簿」を拝見させていただきました。神主の歿年が明らかになりましたので、まだ解読されていない近世文書の位置づけが明確になるものと思われます。

杉山正平宅屋敷神資料は、近世農民の信仰について示唆を与えてくれるものと思われます。屋敷神のほとんどが僧侶などの司祭にかゝるものですが、神主が司祭した貴重なものでしょう。

私共の使命の一つは、このように先人から伝えられた歴史遺産を正しく後世に伝えることでもあると信じます。遺棄されてしまった歴史は取戻すことができませんが、少なくとも現在手元にある資料を目先の判断に惑わされず、確実に伝承したいと存じております。

この間当社の歴史を折に触れて勉強させられ、以上の感を深くしました。今後新資料発見のたびにこの資料集を改訂することになると思いますが、どうか忌憚のないご意見を寄せて頂きたいと存じます。

ここに考えの一端を述べて、序にかえることと致します。

平成六年七月一日

宮 司 勝 又 清

(日本歴史学協会会員)

目次

第一部

対面石と八幡神社 中野國雄 …… 一

はじめに …… 一

一、黄瀬川駅・宿 …… 一

二、泉郷 …… 六

三、中世神主職 …… 十

おわりに …… 十五

第二部 …… 十七

本文参考資料 …… 十九

由比氏及び和泉庄関連資料 …… 二〇

八幡神社中世文書（含一部近世文書） …… 二九

徳川家朱印状 …… 三五

宝 物 等	………	三九
八幡神社関係文献	………	四三
神主相続及び赤心隊関係	………	五一
八幡神社神主	………	五五
岩崎氏代々霊簿より	………	五六
杉山正平宅屋敷神資料	………	六一
八幡神社保存文書目録	………	六五
八幡神社関係略年譜	………	七〇
郷社八幡神社明細帳	………	八一

第一部

対面石と八幡神社について

日本考古学協会会員 中野 國雄

はじめに

対面石は清水町八幡に伝わる、頼朝伝説の一つである。伝説というのは「清水町のむかしばなし」の総論で述べられているように、口承文学であって、有形の事物にまつわる物語であり史実ではない。

文化八年（一一八一）旗本久世三四郎が八幡、堂庭、湯川にあった所領を管理するため、八幡小字瀬戸川八六（九六）地先に陣屋を構えたところ、その庭内に白頭石という青石があり、この石に源頼朝が弟義経と対面した折に腰かけたという伝承があったため、それを顕彰するため碑を建てたということが駿東郡誌に記載されている。しかしこの事柄によって源頼朝・義経兄弟対面の場所とする根拠にはならない。対面石を史跡とするには直接証拠を必要とするが、いまのところ見つからない。

一、黄瀬川駅・宿

対面石伝説の基になったものは、源頼朝と義経が対面したという史実であろうが、これは吾妻鑑（略して東鑑）第一卷治承四年（一一八〇）十月廿一日の条

（前文略）今日弱冠一人佇御旅之館砌稱可奉謁鎌倉殿之由、実平宗遠恠之不能執啓、移刻之处武衛自令聞此事給、思年齢之程、奥州九郎歟早可有御対面者、仍仰実平請彼人果而義経主也、即参進御前互談往事催懷舊之泣。

（中略）秉燭之程御湯殿、令請三島社給。（後略）

とあるに據る。(校訂増補 吾妻鑑 広谷國書刊行会 昭四)これ以外に平家物語、源平盛衰記、義経記に兄弟対面の記事があるが、東鑑に比較して後者は史書としての評価は低い。

東鑑によれば、源頼朝は治承四年十月十八日、二十万騎の精兵を引率して足柄を越え、晩に及んで黄瀬河に到着している。この黄瀬河は東鑑の治承四年八月十七日の条、

(前略) 北條殿以下進於兼隆館前天満坂邊、發矢石、而兼隆郎從多以為捍三島社神事参詣、其後到留黄瀬河宿逍遙(以下略)

「読下し注二 編者」

とあるのが初見である。以後、東鑑では黄瀬河宿、黄瀬河駅と表記され、また玉葉(九条兼実の日記 長寛二年「一一六四」から正治二年「一二〇〇」までの政局の実相を記す)の元暦元年「一一八四」八月廿一日の条では、

此日 定能卿来 伝聞頼朝出鎌倉城来着木瀬川(伊豆与駿河之間云々)邊暫逗留

とあり、木瀬川と表記している。東鑑の寛元四年「一二四六」七月、入道大納言家が鎌倉から帰洛の時に、同月十一日鎌倉を出立して十二日には鮎沢(御殿場市)、十三日に木瀬川、十四日に蒲原と泊まりを重ねており、同じく建長四年「一二五二」七月、三品親王関東下向の時は、同月廿七日昼は岡部、夜は手越、廿八日昼は蒲原、

夜は黄瀬河、廿九日 昼は鮎沢、夜は関本となっているから、黄瀬河は、鮎沢と蒲原（庵原郡蒲原町）の間にあった宿駅であり、その位置は玉葉にあるように、「伊豆と駿河の間と云う」にある。

黄瀬河（宿駅）の位置について、過去の文献の考察をみると、駿国雜誌では

駿河郡にあり、今廃せり。延喜式・和名抄・風土記共に所見なし。今駿河郡大岡庄黄瀬川村にあり。此地也。云々。廃駅の事何れの時にや詳ならず。（中略）里人云、黄瀬川は国府より十五里計り、石田村の東也。云々。駿州名勝志云、黄瀬川は古は駅にして、亀鶴と云える妓ありし事、東鑑、曾我物語に見へたり云々。

駿河記には

木瀬河、旧当里は駅なりしが、天正の末廃駅となる。（後略）

駿河新風土記には

今の木瀬川村に隣りて本宿村あり、これ古の駅（木瀬川）のあとなるへし。

修訂駿河国新風土記には

（前略）むかしは黄瀬川の八わたとて、すべて長沢も八わたも黄瀬川駅なり（後略）

とある。駿東郡誌（大正六年刊行）では

永倉駅に代りて、足柄箱根両路の分岐点となりし黄瀬川駅は、当時黄瀬川の渡津東岸の地なり、駅址は今清水村大字長沢の辺りたるへしと雖、河道変遷のため漂没を経たるにあらざるか。長沢と大岡村石田との間なる河水、往事は西に偏りて石田の側を流れし證迹あれば、故駅は今の西岸、大岡村の管内なる黄瀬川島、即ち下石田の地ならざるへからず。然るに何時の頃にか河道東に転じて長沢の西に移り、故駅此際に水災を被り廃滅したるならん。（後略）

また静岡県史第三卷（昭和十一年刊行）に據ると、東鑑、海道記（鴨長明又は源光行作）〔一二二三〕京都、鎌倉間往復紀行文）、東関紀行（作者不詳）仁治三年〔一二四二〕京都、鎌倉間往復紀行文）、十六夜日記（阿仏尼作）建治三年〔一二七七〕所領訴訟のため京都から鎌倉へ下った紀行文）等の記述からみて

大岡村木瀬川（黄瀬河宿）（一二一、一四〇、一四三頁記載）、（黄瀬河宿）この宿の現在地は駿東郡大岡村木瀬川であろう。長泉村本宿説もあるが鎌倉時代の東海道上に発達した宿なる点よりみて前説を取る。（中略）当時黄瀬河宿は足柄路箱根路の分岐点であった。（後略）（一〇六二頁）

とある。

平安紀行（源持資一入道道灌）文明十二年〔一二四八〇〕には、

山中というところにて

（和歌略す）、

ふしみという所にて

夜をこめておきにけらしな呉竹のなびくふしみのけさの白露

黄瀬川の里にて

山姫のいかにさらして白衣の衣やきせ川のさと（後略）

とあり、また名所方角鈔（伝宗祇作 文明年間「一四六九〜八四」）には、

沼津車返をすぎて黄瀬川の宿としてあり、過ぎ行けは樋之口と云う所あり、是まで駿河なり。樋之口より三島は近し。国の境なり。（後略）

とあって、両者は共に箱根路を通っている。

以上のように駿河新風土記、修訂駿河国新風土記、駿東郡誌等では黄瀬河宿駅の位置や範囲を、長泉町本宿、清水町八幡、長沢を含めた地域まで拡大解釈し、また黄瀬川河道の変遷まで論考しているが、本宿（小泉庄）、八幡（泉庄、小泉庄、八幡郷）、長沢（近世沼津領、後に旗本領）が黄瀬河宿駅に属していたという文献、文書はなく、黄瀬川が鎌倉時代に西流していたという証拠もない。静岡県史の記載のように、黄瀬河の宿駅は平安時代の中頃より富士山噴火によって足柄路が中断されたのを契機に箱根路が開かれると、奈良時代に置かれた永倉駅（比定地諸説あって不明なるも長泉町下長窪説が一般的に流布している）の位置が交通上不便となって、次第に両路の分岐点として地理的に都合のよい木瀬川（沼津市）に移ったというのが妥当な説ではないだろうか。この黄瀬河宿駅は平安時代末十二世紀には、遊妓まで置く繁栄した交通上の要衝となっていたことは、前出の鎌倉

時代の文献等によって知れるのである。源頼朝、義経兄弟が対面したところは、東鑑にいう黄瀬河御旅館以外に、現在のところ何処といった明確な個所はないのである。

二、泉郷

八幡の八幡神社については、既に「清水町 神社をたずねて」に精しく記載されているので、重複はさけたいと思うが、駿河記によると八幡神社は、八幡、堂庭、湯川、的場、畑中、久米田の総社としている。駿河雑誌に引用された名寄牒の記載によれば、これら諸村は柿田、玉川を加えて泉郷とする。豆州誌稿では、泉郷について、

此邊和名抄所載小川（小河）郷一（豆駿国界ニ界川アリ是レ小川ノ稱ノ起因ナラム）一ニシテ中古泉庄ト稱シ今尚泉郷ト呼ブ（後略）

とあり、古代に和名抄記載の小川（河）郷であり、中世には泉庄と稱したとしている。和名抄では、

伊豆国田方郡小河郷

と記載する。豆州誌稿は、さらに

小河、豆駿界小河アリ今ハ二州ニ界タルヲ以テ界河ト名ツク古ハ小河ト云シト思ハル此河西上ニ挙ル諸村ノ内

的場ヨリ堂庭ニ至ル七村ヲ泉ノ郷ト云（今ハ玉川ヲ除キ六村ナリ）柿田川ノ源泉此ニ沸湧スルヲ以テ名ツク。
（小河郷流人の項 略す）亦田方郡式内ノ神社ニ小河泉水神社アリ即知ル此邊必小河ノ郷ナラム而シテ小河泉水神社未審但湯川最古村ニシテ其土神ハ八幡宮ニ熊野ヲ配ス伝誦シテ云泉郷ノ總鎮守ナリトサレバ是ノ神ヲ以テ之ニ當ツベキカ、

ついで

小河泉水神社今熊野権現ト稱ス亦在駿東郡湯川村モト熊野八幡ヲ配祀セシガ八幡ハ同郡八幡村へ遷座アリシト云（後略）

として、之を要するに駿河記にいう八幡神社が、泉郷の総社であることに合致する。この件に関して八幡神社にも、本社は湯川から移ったという伝承がある。以上のように八幡神社は式内社小河泉水神社と極めて関係が深く、且つ泉郷古くは泉庄の総社であるという点に留意したのである。

豆州誌稿の著者秋山富南が指摘したように、泉郷が中古には泉庄であり、さらに古代は小河郷であったというのは界河（境川）の古名と泉川（柿田川）の存在及び湯川に鎮座する小河泉水神社の社名に據るものと思われるが、駿国雜誌では泉郷を小泉庄とし、和泉庄（泉庄）を富士郡野中郷（富士宮市野中）に比定している。したがって、泉郷を直ちに泉庄とするには尚問題点が残るが、こゝでは前者の説をとって、次の資料を検討したい。

建武元年（一三三四）足利尊氏、同直義所領目録

（尊氏）

足利殿

(伊勢) (北條)
□□国柳御厨泰家跡 尾張国玉江庄貞直跡 (大佛)
同 伊豆国宇久須郷同 (以下略) (比志島文書 神奈川県史資料編3)

建暦三年(一二一三)、駿河国は將軍実朝の知行国となったが(東鑑)、実朝没後、執権北條氏領となり、幕府滅亡の時点では駿河国泉庄は北條高時の兄弟泰家の所領であったことがわかる。

駿河国香貫郷正税四分壹事 為井伊城責兵粮所宛行之状如件

建武五季五月廿七日 (今川範国)
花押

松井八郎殿

(土佐国蠹簡集残篇「今川一族」所収三六頁。小和哲男 新人物往来社 昭五八)

この文書は泉庄と直接関係はないが香貫郷(沼津市)は泉庄と隣接しているので上げた。建武五年(一三三八)一月、足利尊氏は南朝の北畠顕家の大軍と美濃青野原で戦い顕家の入洛をくい止めた。足利軍に従った今川範国はこの戦功に対して尊氏から駿河守護職を与えられ、範国は香貫郷を松井八郎に南朝方の井伊城責の兵粮所として宛行ったものであるとするが(前出今川一族)、これによって泉庄も今川氏の支配下に置かれたとみてよからう。

駿河国泉庄事 同国長慶寺如元領掌不可有相違之状如件

応永七年三月九日

入道准三宮前太政大臣(義満)御判

この文書は応永六年（一三九九）十二月、西国の有力守護大名大内義弘が背いた応永の乱の時、足利義満に従った今川泰範が泉州堺で大内軍を敗った戦功に対するものであるという。（前出今川一族・広島大学文学部所蔵今川家古文章写）この文書によって泉庄は長慶寺領となっているが、文書に「如元一ノ如ク」とあり、応永七年（一四〇〇）以前に、既に長慶寺領であったのを再度認証したものであろう。長慶寺は藤枝市下之郷にある臨済宗の寺院で、今川泰範の開基とする。（静岡大百科事典 静岡新聞社）ついで応永九年（一四〇二）九月泰範は天龍、大井、富士、黄瀬川の奉行職に任じられている。（前出同資料）

駿河国長慶寺領同国泉庄事、早任代々支證当知行之旨寺家領掌不可

*補足
(有)相違之状如件

応永十九年五月廿四日

内大臣(義持)源朝臣(御判)

(大日本資料)

応永十五年（一四〇八）五月、足利義満は死去し、翌十六年（一四〇九）九月、今川泰範も死去、したがって本文書は四代將軍足利義持から泰範の跡を継いだ範政に宛てたもので泰範の菩提寺長慶寺領泉庄を引き続き保証したものであろう。

三、中世神主職^{しき}

今川義忠宛行状

駿河国泉庄之内八幡神主職並神田・同八幡原関壺所人別五文充宛行之状如件

文明三年六月十四日

今川（義忠）花押

由比勘解由左衛門尉殿

（出典 前出）

これは文明三年（一四七二）今川義忠が由比勘解由左衛門尉に対して和泉（泉）庄内にある、八幡神社の神主職及び神田、泉庄の八幡原関所の管理権つまり通行料一人宛五文の徴収権を宛行ったものである。

大永三年（一五二三）十一月廿八日、由比勘解由左衛門尉のこの知行は子の寅寿丸に譲り渡されている（資料前出）戦国大名家臣団事典（東国編、新人物往来社 昭六、五）によれば、寅寿丸に所領を譲り渡した人物は由比豊前守光規で、駿河入江荘内石川村などを領したとする。

今川義元諸役免除朱印状

柿田之内八幡神主、棟別二間並役人三間、四分一諸役等之事・右、今度改之免除不可有相違者也、仍如件

天文廿拾二年^{癸丑}三月十八日

八幡神主

天文廿二年(一五五三) 今川義元は八幡の八幡神社神主に対し、柿田にあった屋敷二軒と同役人の屋敷三間の棟別銭(屋敷家屋税)及び四分一役(人足を出す役またはその役銭)の免除を行っているが、八幡原関銭の事項はなくこの時点では関所は既に廃止されていたものと思われる。

今川氏真知行充行判物

駿州柿田村由比河内守知行之事

右 忿劇之刻 自褫前令供 遂懸河籠城之間 本増五拾餘貫文之所 永可令代官 然者以彼地之内惣次之配当任忠節可令扶助 守此旨弥可励忠功者也 仍而如件

永禄十二_{己巳}年卯月二日

氏真(花押)

甘利源三殿

(同史料一、甘利文書)

この文書は永禄十二年(一五六九) 今川氏真が懸河(掛川)に籠城した時、功勞のあった長沢の甘利源三に対し、柿田村の由比河内守知行、本増(本地分及び検地増分)合せて五十余貫文を宛行つたものである。これによって柿田村に以前から由比氏の知行地五十余貫文があったこと、この由比氏は天文廿二年今川義元から柿田の内の諸役を免除された八幡神主であろうと考えてほゞ間違いはあるまい。また由比河内守は文明三年今川義忠(義元の祖父)から和泉庄八幡神主職その他を宛行われた由比勘解由左衛門尉の系譜を引く者であるとすれば、八幡神社

神主は文明三年からこの永禄十二年まで、およそ八十八年間、由比氏であったとしてよいのではないだろうか。それと同時に駿河国泉（和泉）庄は駿国雜誌にいう富士郡野中、北山村ではなく、清水町八幡、柿田を含む一帯つまり泉郷に比定してもよいと思われる。

静岡県史第三卷（武家系図の項） 群書系図部集第五卷（大宅系図の項） 姓氏家系大辞典（高橋の項） 日本城郭大系9（庵原郡川入城の項） 前出の戦国大名家臣団辞典（今川氏の項）等に據ると、由比氏は武内氏系の大宅氏で光任の代に源頼義に従って奥州征伐に参加し、光延の代に源頼朝の後家人となり駿河高橋を領したという。光延の男光孝が由比に住して由比氏を稱し、為光―光持―女子―光圓―光直と継承し、光直は、建武三年（一三三六）遠江袋井で守護代として軍功知見人となっており、その子光行は今川範国の被官人として貞治二年（一三六三）相州鎌倉円覚寺文書（由比光行打渡状相州古文書第二卷所収）にみえる。光行の子直任は、文明八年（一四七六）今川義忠に属して遠江の横地、勝間田両氏の国一揆討伐に参加しているが、大宅系図に記載する一光行―直任―は、世代年数が長すぎて合わぬところがある。義忠から文明三年に和泉庄の八幡神主職等を宛行われた由比勘解由左衛門尉を、此の直任に該当させてもよいが、前出の戦国大名家臣団辞典では由比直任なる人物は記載がなく、合致すると思われる人物は前述のように由比光規となっている。その後、由比氏は今川義元に従って光昭、光教、正信と続き、永禄三年（一五六〇）光教、正信共に桶狭間で討死し、その子由比出羽守正純は今川氏真と行動を共にして永禄十二年掛川城（懸河）の攻防戦で討死している。柿田村に知行地五十余貫文のあった由比河内守（実名不詳）は、この一族であったろうか。これは現在のところ明らかでない。

次に文明三年、今川義忠から由比勘解由左衛門尉に宛行われた八幡神主職、神田、及び八幡原関について若干の検討を加えてみよう。

八幡神主職の職は古代律令制では、神祇官に属した職制のことであるが、後に神社に仕える神人（神官その

他)の長の職を指し、その神社の社格が高ければ大宮司職などという呼称もあった。神主職に伴う権利(得分)については、天文廿一年(一五五二)今川義元が大平(沼津市)の星谷右衛門尉に宛てた知行充行文書(県史料一、星谷文書)に

大平郷八社神田之事

右(中略)今度以奉行明鏡改之処、不退転之条・飜先判宮銭合拾五貫七百文之事 如前前神事祭礼無怠慢勤之其餘慶者為新給恩一圓領掌畢・(後略)

とあり、宮銭、祭礼銭、祈祷銭等の実費支出の余りつまり余慶は収得分となり、そのほか神社経営、維持修理費の徴集権、勧進権などを含んでいたものと思われる。八幡神社が泉庄総社であったということから、これら権利の及ぶ範囲は、庄内一円の諸村としてよからう。前出の天文廿二年の義元判物では「役人三間」とあって、配下の役人の存在が示されている。

次に神田は八幡神社の社領と解釈してよいが、いつ頃誰が設定したかは明らかでない。文明三年から百十二年後の天正十一年(一五八三)徳川家康の臣松平康次の神領寄進状(前出 県史料一、八幡神社文書)によると「八幡御神領之事 合三十貫文(中略)今度令寄進之条(後略)」とあり、この神領高が伝統的なものとするれば由比氏が宛行われた神田は三十貫文ぐらいであったとみてもよからう。前出の義元が星谷に宛てた文書にあるように、神田の宮銭で神事祭礼を行い、その余慶は由比氏の得分となったと考えてさしつかえなからう。

同八幡原関の同は「同じく」と読んで、泉庄八幡原の関と理解してよからう。関は時代によって性格も変化していくが、中世の関はいわゆる関銭(通行税)を徴収する目的で設置されたものとする。とくにこの室町時代には神社寺院の名をかりて関銭を徴収することが多く、伊勢神宮へ詣でる参宮街道には数里のあいだに数十ヶ所、

伊勢の国には一二〇ヶ所の関所があったという。この地方では富士浅間神社（富士宮市）前に神田橋関（県史料二、浅間神社文書）根原関（富士宮市、県史料二、根原小林文書）御殿場の須走道者関（県史料一、芹沢文書）二ノ岡神社（御殿場市）の交ノ道者関（県史料一、二ノ岡神社文書）があった。以上のような事例からみて八幡原関は八幡神社に係る関所であり、八幡原という名称から清水町八幡にあったと推定してよからう。前出の太田道灌の平安紀行、連歌師宗祇の名所方角抄の記述から考えて、八幡原関は木瀬川宿から三島に至る箱根路に在ったとしてよく、この通路は現在の旧道（東海道）と考えてよいのではないだろうか。

永禄十一年（一五六八）十二月十二日、北條氏は八幡郷に於ける北條軍の乱暴狼籍に関する禁制を出している（県史料一、八幡神社文書）。これは武田信玄に追われて掛川城（前出）へ逃れた今川氏真を救援するため、兵を三島から八幡を通過して庵原郡蒲原城まで進めた時のもので、北條氏は武田軍と薩垂峠で対峙している。この禁制の宛名は八幡郷となっており、この時点で既に泉庄（和泉）は解体し、八幡は郷として行政的に独立し、かつ八幡原関も消滅していたことを示している。以後、八幡郷は北條氏の支配下に入るが、八幡神社も北條氏の管理するところとなる。天正九年（一五八一）三月、北條氏は代官山角紀伊守、布施弾正左衛門尉に命じて、八幡の森の竹木一切を保護し伐採を禁止しているが、竹木伐採の禁令は多く寺社に出しているから（前二項目 県史料一、前出）八幡の森は八幡神社の境内林あるいは神領の山林と解釈してもおかしくはない。前述の八幡原関の存在と共に合わせ考えると、駿東郡誌の記載のように、八幡神社の境内はかつて广大であったという伝承は、案外事実に近いものであるとしてよいのではないだろうか。

永禄十二年、由比河内守知行を充行された長沢の甘利源三が、順序からいえば八幡神社神主を受け継いでもよさそうだが、この時点は今川氏の没落期に当り、代った北條氏の知行追認の文書はなく、結局、甘利氏の知行充行は空手形に終わっている。その後八幡神社神主になっていったのは、八幡の岩崎氏と思われるが神主継承の経緯

については明らかでない。

おわりに

以上対面石と八幡神社に関して、既存の資料や文献に據って追求してみたのであるが、従來說かれてきたことゝはいさゝか見解の異なるところも二、三あるうかとも思う。伝説と史跡についても、その持つ意味を分離した積りである。対面石は史跡ではないが、これは文化財である。伝説や伝承はそれを生み出した人々の精神的な働きを表現したものであるから、絵画や彫刻と同じように有形無形の文化財として生きているのである。したがってそれが存在する地区の人々が、これを大切に保護しかつ後世に伝えて行かなければならないと考えるのであるが、現在のように生活体形が急速に変容していく時代であると、時に文化財も単なる過去の遺物として、それをつくり残そうと心掛けた人々の精神が無視され、遂には邪魔物あつかいにされて破壊消滅することが多くなった。かくいう対面石も危うく消滅されるところを、地域の人々の努力によって八幡神社境内に保存されることになったことは、洵に幸いであつたといわねばなるまい。しかし旗本久世三四郎のいう白頭石なる青石は既に何十年か以前に、持ち去られて今はないのである。

第二部

関連資料及び略年譜

宮司 勝又 清 編

（日本歴史学協会会員）

参考文献

- 日本記略 三代実録 続日本後紀 本朝世紀 扶桑略記
- 延喜式 吾妻鑑 増訂豆州志稿 駿東郡誌 修訂駿河國新風土記
- 静岡県史 沼津市誌 三島市誌 長泉町誌 長泉郷土誌 竹原区誌
- 清水町神社をたずねて 清水町史跡文化財をたずねて
- 日本歴史大辞典 大日本資料 神道大辞典 神道辞典
- 八幡神社文書 岩崎家旧蔵文書 杉山家屋敷神文書 等

本文参考資料

注一

治承四年十月廿一日の条（前略）

今日、弱冠一人、御旅館の砌に佇み、鎌倉殿に謁したてまつるべきの由を称す。実平（土肥）宗遠（土屋）義実（岡崎）等これを怪しみ、執啓に能ず。剋を移すのところ、武衛みずからこの事を聞かしめたもう。年齢の程を思うに、奥州の九郎か、早く御対面あるべきもの、よって実平あおいでかの人を請ず、果して義経主なり。すなわち、御前に参進して互いに往事を談じ懷旧の涙を催す。（中略分 就中に白河院の御宇、永保三年九月曾祖陸奥守源朝臣〔義家〕奥州において、將軍三郎武衛〔清原〕同四郎家衡等と合戦を遂ぐ、時に〔源〕左兵衛尉義光京都に候ず、この事を伝え聞いて、朝廷警衛の宵宮を辞し、絃袋を殿上に解き置きて、ひそかに奥州に下向し、兄の軍陣に加わるの後、たちまちに、敵を亡ぼされおわんぬ。今の来臨もつともかの佳例にかなうの由、感じ仰せらると云々

この主は、去ぬる平治二年正月、襁褓の内において父の喪に逢うの後、継父一条大蔵卿長成の扶持によって、出家のために鞍馬に登山す。成人の時に至りて、しきりに会稽の思いを催し、手ずから首服を加え、〔藤原〕秀衡の猛勢を待みて奥州に下向し、多年を経るなり。しかるに今武衛宿望を遂げらるるの由を伝え聞きて、進発せんと欲するのところ、秀衡あながちに抑留するの間、密々にかの館を遁れ出でて首途す。秀衡恪借の術を失い、追って〔佐藤〕継信、忠信兄弟の勇士を付けたてまつると云々）

秉燭の程御湯殿ありて、三島社に詣でしめ給う。（後略分 ひとえに明神の冥助によるの由、御信仰の余りに当国の内を点じて神領を寄せたてまつりたもう。）

注二

治承四年八月十七日の条（前略）

北條殿以下、兼隆が館の前、天満坂の辺に進みて矢石を発つ。然るに兼隆が郎従は、多くもって三島社の神事を拝せんがために参詣し、その後、黄瀬川の宿に到り留まりて逍遙す。（以下略）

由比氏及び泉庄関連資料

建武元年（一二三三）

足利尊氏・同直義所領目録 比志島文書

（尊氏）
足利殿

（伊勢）
□□国柳御厨 泰家跡

（大仏）
尾張国玉江庄 貞直跡

（豊田郡）
遠江国池田庄 泰家

駿河国泉庄 同

（駿東郡）
同国佐野庄 貞直

（那賀郡）
伊豆国仁科 同

（那賀郡）
伊豆国宇久須郷 同

（以下略）

静岡県史 資料編6 中世2 No.二九

建武元年（一三三四）二月九日

足利尊氏寄進状

三島神社文書
○三島市大宮町

奉寄 三嶋大明神

駿河国土加利郷内田参町・畠耆町事

右、奉寄如件

建武元年二月九日

左兵衛督源朝臣（花押）

建武元年（一三三四）七月廿一日

藤原某下知状

大石寺文書
○富士宮市上条

南条太郎兵衛尉高光母儀与由井四郎入道妻女相論、駿河国富士上方上野郷内左近入道在家一字事

右、以南条二郎左衛門入道大行自筆、正中三年二月八日、所譲与明競上者所被付于高光母儀也者、依仰下知如件、

建武元年七月廿一日

藤原（花押）

静岡県史 資料編6 中世2 №四六

文和五年（一三五六）五月七日

日代置文

西山本門寺文書
○芝川町西山

依無法器、日代付弟事未定侯、但由比大四郎光員子息初犬麿、自幼少入室之間、為器量者、門徒可被存此旨侯、然者大漫陀羅御書以下重宝等、日興上人数通御遣告置状等、不可及子細侯、仍状如件、

文和五年五月七日

日代（花押）

静岡県史 資料編 6 中世 2 №五六八

貞治二年（一三六三）二月十六日

駿河守護 今川 書下
範氏

円覚寺文書
○神奈川県

駿河国^{（有度郡）}下嶋郷々司職事、守御寄進状之旨、渡付下地於圓覚寺雜掌法実都寺、可執進請取状、使節更不可有緩怠之状如件

貞治二年二月十六日

今川範氏
前上総介

由比左衛門尉殿^{（光行）}

静岡県史 資料編 6 中世 2 №六七七

神奈川県史 資料編 3 古代中世（3上）

相州円覚寺文書 四四四〇 駿河守護今川範氏遵行状

貞治二年（一三六三）二月十八日

由比光行打渡状

円覚寺文書
○神奈川県

（端裏書）
「下嶋郷渡状」

駿河国下嶋郷、司職事、任二月十六日御教書之旨、沙汰付下地於圓覚寺法実都寺申候了、仍渡状如件
貞治二年二月十六日

（由比）
光行（花押）

静岡県史 資料編6 中世2 №六七八

神奈川県史 資料編3 古代中世（3上）

相州円覚寺文書 四四四一 由比光行打渡状

応永七年（一四〇〇）三月九日

足利義満御判御教書写

今川家古文書写
○広島大学文学部国史学教室所蔵

駿河国泉庄事、同国長慶寺、如元領掌不可有相違之状如件、

応永七年三月九日

（道義、足利義満）
入道准三宮前太政大臣御判

静岡県史 資料編6 中世2 №一二七二

応永一九年（一四一二）五月廿四日

足利義持御判御教書写

今川家古文堂写

○広島大学文学部国史学教室所蔵

駿河国長慶寺領同国泉庄事、早任代々支證当知行之旨寺家領掌不可^{※補足}（有）相違之状如件、

応永十九年五月廿四日

内大臣源朝臣御判
（足利義持）

静岡県史 資料編6 中世2

応永三四年（一四二七）五月四日

足利義持御判御教書写

御感状之写并書翰

○内閣文庫所蔵

（足利義持）
（花押）

由比左衛門入道常栄申駿河国^{（庵原郡）}由比郷惣領職西方・同郷東方并中村富士上方内浅間宮供僧一口等証文事、去

年^{（泰光）} 応永 九月十七日、私宅炎上之時、令焼失云々、早任知行之旨、不可有相違之状如件、
年 卅三

応永卅四年五月四日

静岡県史 資料編6 中世2 №一六九七

応永三四年（一四二七）六月二十六日

管領 畠山 奉書写
満家

御感状之写并書翰

○内閣文庫所蔵

駿河国(庵原郡)由比郷惣領職西方・同郷東方并中村富士上方内浅間宮供僧一口等、代々御判以下証文事、令紛失云々、早任去月四日御判并当知行之旨、不可有相違之由所被仰下也、仍執達如件、
応永卅四年六月廿六日

由比(常栄、泰光)左衛門入道殿

(道端、畠山満家)
沙弥(花押)

静岡県史 資料編 6 中世 2 No 一六九八

永享六年(一四三四)九月十五日

駿河守護 今川 書下写
範忠 御感状之写并書翰
○内閣文庫所蔵

駿河国(庵原郡)由比郷惣領職西方・東方并中村、同国富士上方内浅間宮供僧一口等事

右、代々御判以下証文任当知行之旨、由比左衛門入道常栄領掌不可有相違之状如件、
永享六年九月十五日

(今川範忠)
民部大輔(花押)

由比左衛門入道殿

静岡県史 資料編 6 中世 2 No 一八五一

永享一二年（一四四〇）二月五日

棟札銘

八幡宮所藏
○清水市蜂ヶ谷

祈祷天下安寧、国土康寧、五穀豐穰、万民樂業、大工蜂谷^{（庵原郡）}居住右衛門太郎 政所池谷七郎左衛門□□

本宮上葺 時永享十二年申歲二月初五日 領主大宅由比^{中大}彦四郎清光 敬白

專冀^{清光}増福^{（増力）}□壽難、無災無難、子孫繁栄、家門昌盛、禰宜下村孫五郎并形部尉 百姓□十□

静岡県史 資料編6 中世2 №一九八三

文永六年（一四四九）三月八日

駿河守護^{今川}書下写 御感状之写并書翰
範忠 ○内閣文庫所藏

駿河国知行分^{（庵原郡）}但除由比^{（庵原郡）}事 停止法勝米棟別
郷溢根、加竈京夫臨役等、

右、任養父常栄^{（由比）}讓状旨、為給恩所宛行也者、守先例可致沙汰之状如件

文永六年三月八日

^{（今川範忠）}
前上総介（花押）

由比民部^{（光教）}承殿

静岡県史 資料編6 中世2 №二〇九八

文安六年（一四四九）三月八日

駿河守護今川書下写
範忠御感状之写并書翰
○内閣文庫所蔵

駿河国（庵原郡）入江庄吉河郷内石河村并諸公事、同国（庵原郡）由比郷棟別錢等事

右、任光（由比）数讓状之旨、為給恩所宛行也者、守先例可致沙汰之状如件

文永六年三月八日

（今川範忠）
前上総介（花押）

由比（光々）小法師丸殿

静岡県史 資料編6 中世2 №二一〇〇

長祿三年（一四五九）十一月五日

棟札銘
八幡宮所蔵
○清水市蜂ヶ谷

先願天下兵戈頓息、国土安穩、庶民快樂□□禰宜□□□□郎大夫并□□□門
〔下力〕〔七力〕〔郎衛〕

（異筆）
「当社八幡宮鎮座明暦元年」

奉上葺若宮本宮 時長祿三年己卯霜月初五日 領主大宅氏由比彦左衛門清光 政所池谷七郎左衛門

〔康健力〕
（駿河国庵原郡）
専祈清光□□□□、福寿増長、家門繁栄、子孫茂盛、蜂谷村百姓十人中停止祭礼修□□

静岡県史 資料編6 中世2 №二三四六

文明三年（一四七一）六月十四日

駿河守護 今川 書下写
御感状之写并書翰
○内閣文庫所蔵

駿河国由比郷内（庵原郡） 由比左衛門尉為光・同由利上関壺所・同郷正税米除朝比奈肥後守知行、同所小串方小名・

同国和泉庄内八幡神主職并神田・同八幡原関壺所人別五文事宛、

右、任宝処院殿御判旨、為給恩所宛行也者、守先例可致沙汰之状如件

文明三年六月十四日

（今川義忠）
治部大輔（花押）

由比勘解由（光英）左衛門尉殿

静岡県史 資料編6 中世2 №二五九一

永禄一二年（一五六九）四月二日

今川氏真知行充行判物

駿州柿田村由比河内守知行之事

右 念劇之刻 自褰前令供 遂懸河籠城之間 本増五拾餘貫文之所 永可令代官 然者以彼地之内惣次之配当任 忠節可令扶助 守此旨弥可励忠功者也 仍而如件

永禄十二己巳年卯月二日

氏真（花押）

甘利源三殿

（静岡県史料一、甘利文書）

八幡神社中世文書（一部含近世文書）

一、 今川義元諸役免除朱印状（一五五三年）（清水町文化財）
柿田之内八幡神主。棟別二間並役人・参間。四分一諸役等・之事
右。今度改_レ之。・免除不_レ可_レ有_二相・違_一者也。仍如_レ件。

天文廿拾二癸丑

三月十八日

八幡

神主

二、 北條家禁制（一五六八年）（清水町文化財）

禁制

八幡郷

右。當手之軍勢甲・乙人等濫妨狼籍致_レ之に付ては。可_レ處_二死罪_一。少も・不_レ可_レ致_二用捨_一。若當郷の者
・不_レ及_二手柄_一者旗本へ・來而可_二申上_一者也。依て如_レ件

永禄十一年辰

十二月十二日

石卷 奉

三、 北條家欠落者召返朱印状（一五七三年）（所在不明）
從_二八幡郷_一闕落者・可_二召返_一事。

伊東之鎌田ニ有レ之

甚四郎親子三人

小鍋嶋ニ有レ之

小三郎妻子共ニ五人

江戸ニ有レ之

二郎三郎親子共五人

河越ニ有レ之

鳥若

四屋ニ有レ之

とね

甚房

藤澤ニ有レ之

彌六

鎌倉ニ有レ之

くら

川村ニ有レ之

善三郎

吉澤ニ有レ之

房

小田原ニ有レ之

ほうたい

伊豆田中ニ有_レ之

いね親子二人

以上廿七人

右。為_二國法_一間。領主代官ニ・相斷。急度可_二召返_一。若・致_二難澁_一者有_レ之者。注_二・交名_一可_レ遂_二披露_一者也・仍如_レ件。

(天正元年)

癸酉

三月 六日

安藤源左衛門尉殿

四、北條家竹木伐採禁止朱印狀(一五八一年) (清水町文化財)

右。八幡之森竹木一切不_レ可_レ伐。自今以後可_二相林_一。万乙伐者・有_レ之者。見逢搦捕可_二申上_一・者也。仍如_レ件。

(天正九年)

辛巳

三月二十一日

山角紀伊守

布施弾正左衛門尉

五、松平康次神領寄進狀（一五八三年）（徳川家朱印狀と併せて清水町文化財）

※三枚橋城主、後の周防守康重

八幡御神領之事。

合參拾貫文者。

右社領雖_レ為_二落地_一。今度令_二寄・進_一之條。自今以後雖_レ有_二横合_一。永不_レ可_レ有_二相違_一者也。仍如_レ件。

松平左近丞

天正十一年未
八月廿八日

康次

八幡神主殿

六、徳川家七箇條定書（一五八九年）（所在不明）

定

一、御年貢納所事。請納證文明鏡之・上者。少も於_二無沙汰_一者。可_レ為_二曲事_一。然者地・頭遠路ニ令_二居住_一者。五里中年貢・可_二相届_一。但地頭其知行ニ在_レ之者。於_二其所_一可_レ納事。

一、陣夫者貳百俵ニ壹疋壹人可_レ出_レ之。荷・積者。下方升可_レ為_二五斗目_一。扶持米六合・馬大豆壹升。地頭可_レ出_レ之。於_レ無_レ馬者。步・夫貳人可_レ出也。夫免者。以_二請負一札之内_一。壹・反ニ壹斗引_レ之可_レ相_二勤之_一事。

一、百姓屋敷分者。百貫文ニ參貫文。以_二・中田_一被_レ下事。

一、地頭百姓等雇。年中二十日并代官雇・三日。為_二家別_一可_レ出_レ之。扶持米右同前事。

一、四分壹者。百貫文ニ貳人可_レ出之事。

一、請負御納所若大風大水大旱年者。・上中下共。以_二春法_一可_二相定_一但可_レ為_二生糶之・勘定_一事。
一、竹藪有_レ之者年中ニ公方之五十本・地頭へ五十本可_レ出_レ之事。
右、七箇條所_レ被_二定置_一也。若地頭有_二難澁之儀_一者。以_二目安_一可_レ致_二言上_一者也。仍如_レ件。
天正十七年十一月廿七日

天野三郎兵衛尉景能

※興国寺城主

七、徳川家康神領寄進状写（一六〇二年）（清水町文化財）

八幡宮領 寄進状

駿河国駿東郡木瀬河・之内貳十石之事。全・社納。并宮中山林竹木・諸役令_二免許_一了。者守_二此旨_一。可_レ抽_二国家安全之・懇祈_一者也。仍如_レ件。

慶長七年十二月十日

内大臣

八、台徳院様（徳川秀忠）御朱印写（一六一七）

駿河國木瀬川

八幡宮

八幡宮領駿河國駿河郡・木瀬河之内貳拾石事任・去慶長七年十二月十日先判之旨・永不可有相違之状如件
元和三年三月十七日御朱印

九、大猷院様（徳川家光）御朱印写（一六三六）

八幡宮領

八幡宮領駿河國駿河郡・黄瀬川之内貳拾石事任慶長・七年十二月十日元和三年三月・十七日両先判之旨永不可有・相違者也

寛永十三年十一月九日御朱印

徳川家朱印状

平成三年八月十五日（一九九二）岩崎家祖霊祭を社務所にて齋行の際、当主郁夫氏奉持、奉納せられたものである。
（現住所 埼玉県浦和市仲町四丁目八番十二号）

平成四年（一九九二）清水町文化財に松平康次寄進状と併せて指定された。

一、権現様御朱印（初代家康・一六〇二年）

八幡宮領 寄進状

駿河国駿東郡木瀬河・之内貳十石之事。全・社納。并宮中山林竹木・諸役令_ニ免許_ニ了。者守_ニ此旨_ニ。可_レ抽_ニ国家安全之・懇（熟_レ？）祈_ニ者也。仍如_レ件。

慶長七年十二月十日

内大臣（朱）内 三行 一行目不明 二行目 源家康 三行目 之印

（朱）

二、台徳院様御朱印（二代秀忠・一六一七）

駿河國木瀬川

八幡宮

八幡宮領駿河國駿河郡・木瀬河之内貳拾石事任・去慶長七年十二月十日先判之旨・永不可有相違之状如件

元和三年三月十七日

⑦朱

三、大猷院様御朱印（三代家光・一六三六）

八幡宮領

八幡宮領駿河國駿河郡・黄瀬川之内貳拾石事任慶長・七年十二月十日元和三年三月・十七日両先判之旨永不可有・相違者也

寛永十三年十一月九日

⑧朱

（朱）内家光 文字配列横二字以下同

四、嚴有院様御朱印（四代家綱・一六六五）

八幡宮領駿州駿河郡・八幡村之内貳拾石事・任慶長七年十二月十日元和三年・三月十七日寛永十三年十一月九日・先判之旨永不可有相違者也

寛 文 五年七月十一日 （朱）内家綱

⑨朱

五、常憲院様御朱印（五代綱吉・一六八五）

八幡宮領駿河國駿河郡・八幡村之内貳拾石事任慶長七年・十二月十日元和三年三月十七日・寛永十三年十一月九日寛文五年・七月十一日先判之旨永不可有・相違者也

貞 享 二年六月十一日 (朱)内綱吉 文字配列縦二字)

朱

六、有徳院様御朱印(八代吉宗・一七一八)

八幡宮領駿河國駿東郡八幡村之内・貳拾石事依當家先判之例永不・可有相違者也
享 保 二年六月十一日 (朱)内吉宗 文字配列横二字以下同)

朱

七、惇信院様御朱印(九代家重・一七四七)

八幡宮領駿河國駿東郡八幡村之内・貳拾石事依當家先判之例・永不可有相違者也
延 享 四年八月十一日 (朱)内家重)

朱

八、俊明院様御朱印(十代家治・一七六二)

八幡宮領駿河國駿東郡八幡村之内・貳拾石事依當家先判之例・永不可有相違者也
寶 曆 十二年八月十一日 (朱)内家治)

朱

九、文恭院樣御朱印（十一代家齊・一七八八）

八幡宮領駿河國駿東郡八幡村之内・貳拾石事依當家先判之例・永不可有相違者也
天明 八年九月十一日（朱内家齊）

⑦朱

十、慎徳院樣御朱印（十二代家慶・一八三九）

八幡宮領駿河國駿東郡八幡村之内・貳拾石事依當家先判之例・永不可有相違者也
天保 十年九月十一日（朱内家慶）

⑧朱

十一、温恭院樣御朱印（十三代家定・一八五五）

八幡宮領駿河國駿東郡八幡村之内・貳拾石事依當家先判之例・永不可有相違者也
安政 二年九月十一日（朱内家定）

⑨朱

宝物等

徳川家康奉納太刀（清水町文化財）

長さ、二尺八寸、一口、乱れ焼き

銘、武州下原住康重、刀身、表 八幡大菩薩、裏 梵字らしきもの数字刻印有り

この太刀は天正十八年（一五九〇年）三月、豊臣秀吉が小田原攻めの時、徳川家康と揃って当社に参拝し、武運長久を祈願した。その際家康は源氏の流れをくむので、その氏神である当社にこの太刀を奉納したものである。刀工康重は、享禄より天正までの間八王子に住し、四代続く。

応神天皇御神像軸（一六〇四）（清水町文化財）

表書 八幡宮御即躰 慶長九年 □月 望旦

当社廿七代 神主 豊後守重直

法橋絵所清忠画

手鏡 一面

裏面 銘藤原光長 三重塔の彫刻有り

随神 二対

本殿に向かつて右 櫛石窓神、左 豊石窓神

(1) 西参道沿い 石像

製作年代 室町前期か？

台座 昭和六十三年九月 責任役員鈴木松雄（八幡）奉納

(2) 幣殿 木造漆塗

御随神記（一七八〇）

安永九年庚子年・九月吉日

駿州伏見村人・小野孝左エ門刻

昭和六十乙丑年三月十八日修復

奉納者 柿田 久保田和夫 八幡 杉山文雄

湯川 武藤平一 下土狩 室伏敬一郎

中土狩 鈴木昭二 中土狩 太白弘

八幡神社 宮司 勝又五郎

俳額一面 奉納（江戸中期ころ）

狂歌額一面 奉納寛政十一年（二七八九）己未秋産子総代

奉 納 狂 歌

立春 八幡山人乃国より我國の

東 都

はるをミゆきやかすむふしの根

唐衣橘海

子 日 若松ハ子日鼠の尾上よりちよろりと引てはこふもろ人

一流斎山日風

鶯 春きぬと霞の衣たった今出たをしらすかうくひすの声

山方能見

梅 此梅の花にあふきやひらくらん香を四方へあほくかミ風

江戸岡住

柳 梅つ香をそへて柳の髪いちり風のこゝろやこちにふくらん

悠館待人

早 蕨 宮柱ふとく 立し宝にて御共にそなえんこのかきわらひ

橘良満

桜 舞姫のかすみの衣喜世川にたれもきてみよゑもんさくらを

武蔵野原成

春 雨 きミ団子ひとつも雉子かもらハねハおともいたさぬ春雨のころ

入江吉住

苗 代 種まきはこや作物の三番叟苗代水乃たらり

水遊亭船主

堇 盛にハかこひも立やつば堇風のふくさのむらさきにさく

山下池住

杜 若 鳥の跡にこりハたたし池水のすみいろもかくかきつはた哉

睦月若持

虫	月	駒	槿	霧	蘭	荳	荳	女郎花	萩	七夕	立秋	夏祓	氷室	蓮	蚊遣火	五月雨	橘	早苗	卯花	藤
秋風のふけ行夜半も八ツの耳ふり立て聞すむしの声	いろくつハ水につはさは雲井にてすミのはりたる月のさやけさ	奉けふの団子のこるた○引てまいらすもち月の駒	行ゑミしゆかたもひるまあらされはあさきてミよや垣の槿	はや人のさつま芋たく煙よりふかしとおもふきりの下道	つねハちと歩行にくゝも蘭きつけぬ野へにきてめつるなり	賤のをか髪より風にミたれしをわらてたはねり野へのかるかや	愛敬に露ハこほせと女郎花かりそめたにもなひかさりけり	置露に月のやとりし萩の花こほれものとや人のミるらん	河の石のほる誓ひのかたけれハほし乃齡も久かたの宮	桐の葉のおとしさしより脇さしのさやかにミゆる秋のはつ風	御祓して心のちりも麻の葉も流をこはくの玉川のセに	蓮葉ハ花の君子の行義にてとくに起てハねにふしも有	忍ふ草生る軒端のかやり火はむせふ思ひのけふりとやミン	早苗田に潤ふ豊のミつきとてはこひはらふや五月雨のあし	左右桜も夏の土俵きは後手をさひてや匂ふたちはな	川竹の流のミふし植るとて御田の早苗ひとせふたせに	白々と露すきたふる水蟲の玉川きよくさける卯花	さく藤乃花軍かも松のえを小桷に風のしるひうちして		
香取襟方	便々館明鯉鮒	平生睦起	梅月堂梶人	南亭葉廣	東夷古渡	紀明輔	長閑春道	持越朝面	単庵住	日新舎遊人	紫一元	盃数益	生馴三十一	紀丸家	若葉繁女	遠近旅雄	夏山茂見	古本安見	坂上登	

片思	思	逢不逢恋	後却恋	別恋	不逢恋	初逢恋	除夜	炉火	炭竈	神樂	網代	水鳥	千鳥	寒芦	霰	時雨	初冬	紅葉	菊
我恋ハけんほ小紋の片思いひあられなき事いひもよられす	たま／＼のをとつれさへもうちたえてと思ひのたねか嶋か南	逢ミての後のあふとの中川にセめてもかけよかさゝきのはし	けさ送る文かく墨の香ハあさし袖にそミたるにほい深るに	別路ハつらしと思ふ一念に湯ともなれかしあかつきの鐘	こよいもや逢てむなしくもとり橋かほとにきみを恋たれとも	初さくらはつ時鳥初盃も君に逢ふ夜の何にかふへき	ひんほうの紙子ハ捨て翌の春を待こよひよりふくのかミ下	風をいとふ屏風も時の左くなれや上を下へとかへすうつミ火	桜木の炭に成ても山のはのけふりハ雲にあかりにけり	岩戸をは引きたてねともかゝりミのはめをはつしうたふ夜神樂	風寒くミも氷る夜ハ魚なくて我もかかりしよるあしろ守	水清く納る弓矢羽白くむれ立鳥居千代もうこかし	いねもやしてひとあかしに鳴千とり須磨の浦ミてまふ嶋山	旅人の浪の花やかれ芦のふしたのも有をきたたのも有	虎の住竹の林の玉あられひやうハと計おとろかれむる	松明とおなし深山の村しくれふりてハあけてひをミせるなり	冬もけふ時雨そめはの八幡山ひくしめ縄やかけし神垣	やはた山門にたち木の紅葉して弓ハ錦のふくろにそいる	全盛の花のすかたのこしもとにまた中刺のある禿きく
月好雄	以呂波加奈分	夏山繁丸	一向舎読恵	遊急堂菅雄	紫江戸丸	巴扇堂世公気	煮水捨兼	菅世渡	朗月庵外也	朝起常也	今風亭桃波	蝶々兎丸	釀麴人	向山彦	椎美筆成	少々志丸	新道宮守	園胡蝶	洒落斎工

恨 暁 竹 鶴 山 河 橋 海 山 田 述 懷 菱 祝
路 家 家 懷 旧

うたかひをかけてつれなき葛の葉のうらミよりさり根をもほるなり
明近き宮にハほしのはやし方さてにハとりのうたふ声く
冬至をハしらす夏至には若竹の一ふしつゝにのひてそゆけ
万葉の和哥のうらとていさこふむ跡さへやはり文字のさる鶴
是からハもう何里ほとくのちりやつもりて山とこそなれ
其むかし田畑を人のほりわりて川となしてそせのミゆるなる
橋の名のうたゝ寝ハする休むとも夢路はるかの旅をかゝへて
方角もいさしら浪に舟人のさして磁石をふるさとの宮
松の戸にくるいあれとも義理評議はいはてことすむ月のあけ暮
年貢さへ出せハこはいものなしと見ゆる田つくの里やすみよき
饅餅を好ミしハや骨なくかたい翁となるそくやしき
梅干のやうに成ミをかこつなり花といわれしむかし覚そ
手かゝりのなくて雲井に行とミし菱てふものハさかこ成かも
八幡山千秋樂のうたと神酒

おさむる年には寿福なりたし

寛政十一年己未歳秋日

歩 兵 金 也
齒 朶 文 廣
大 配 亭 麴
川 中 坂 成
閨 時 酒
風 柳 庵 時 成
大 江 山 近
此 道 藏 岐
弦 青 高 哉
庵 館 亭 安 住
早 瀬 卯 彼 澄
小 野 炭 方
巢 築 梅

京 瓜 嘉 和 種

神号額一面 大勲位彰仁書 (小松宮彰仁親王)

奉納 明治二十九年(一八九六)

太鼓 奉納 安永二年(一七七三) 三月吉日

太鼓調製 大阪濱邊龜山町 はりまや源兵衛

張替え 安政三年(一八五六) 三月

張替え 明治二十九年(一八九六) 沼津市栄町 勝又仙太郎

張替え 昭和六十二年(一九八七) 三月吉日 沼津市末広町 稲由太鼓店(中井商店)

明治廿年棟札

駿河國駿河郡八幡村鎮座貳拾貳ヶ村郷社八幡神社・星霜已久雨蝕露敗清宮既廢禮典有闕故今葺・脩輝其旧儀焉冀
神明垂感應四海艾安部内康樂・風雨順序梁穀豐登矣敬白

明治廿年四月三日

祠 官 岩崎元功

産子総代 賛川長三郎

室伏修平

秋山彦四郎

大沼要右衛門

新羅三郎義光吹笙の図

大正二年八月上□

華畦節謹写

(裏書)

時茲大正貳年九月拾五日郷社・八幡神社之祭典ヲ期トシ本社・神官廿代岩崎元功君奉職中・清水村長高田讓八郎氏大ニ其・勞ヲ執リ氏子総代ハ敬神之道ヲ奉シ本額ヲ本社ニ獻ス

氏子総代

永井嘉六郎

高田讓八郎

賛川邦作

室伏平右衛門

八幡神社関係文献

『駿東郡誌』より

久世三四郎建立の碑文（文化八年四月末 一八一一年）

四方の海、しほのほる波のひびき、風のしらべもおさまる代の、聲たゆることなし、爰に駿河の國黄瀬川の宿は、去りにし治承のすゑ、平家そむけ給ふとき、朝敵ついたうのため、右大将源のよりとも朝臣、いくさの君としてむかはれけるおり、このところにて、はうくはん義経ぬしに行逢給ふ、兄弟たひめんしたまひて、こし方ゆく末のことどもかたらひ、懷舊のなみだを催したまひしが、今は黄瀬川も名のみなかれて、宿はたえにけり、其後右大将そのなごりに、八幡の宮を勧請し給ふ、屋はた村といふ、このほとり我家のしるところにて、陣屋をたてたり、庭に白頭石といふあり、むかし兄弟たひめんのおり、此石に腰をかけ給ふよし、いひつたひ、其のかたはらにいとふるき柿の木ふたもとたり、これなんたひめし給ふしるしに、兄弟の君手づから植させたまふとて、對面柿といひ、またふた木あるによりて、陣屋を双柿館と名付たり、とし月をふりにしことなれば、しれる人もすくなし、かゝるふることの、千歳の後あとなく朽なむもほひなければ、末の世にもつたへまほしく、この頃おもひわたりためれど、おほやけ私のまきれに、むなしくすぎつるを、こたび文化八とせ卯月の末つかた、石文にしるしつくることゝはなりぬ

安 藝 守 源 朝 臣 廣 孝

『修訂駿河国新風土記』より

「駿河地誌稿、駿東郡之部」

文化九年 贄川良以稿、贄川他石補綴（一八一二年）

八幡宮 神主 岩崎出雲守元曆

祭神三座 石清水に同じ 御朱印高式拾石

御鎮座年代不知 勧請より凡六百年余のよし むかしは黄瀬川の八わたとて、すべて長沢も八わたも黄瀬川駅

なり。そのかみ 鳥居も西に有て 足柄の道のかたに向ひしなり 今石にて造りし随神二所、西に向ておはします 古への足柄道といふは、今の黄瀬川橋を越て 近田宮の西に道有て禰宜畑えふしみ本宿へ行きしなり、天正十九年より南のかたへ向て長沢村へ鳥居立てられしとなん申伝ふ 右大将頼朝公北條におはせし頃、豆州に八幡宮のなきことをなげきて、桃沢社の旧地に石清水を勧請し給ふ。故に社中に白旗の社といふは頼朝公を崇し小祀也。駿豆両国の堺も木瀬川の流なれば（研究の余地あり）是必定、豆州の八幡宮也 頼朝公、義経卿に初て逢給ふ所を、対面やしきといふ 元禄十一年より久世三四郎殿陣屋となりぬ。年経し古き柿の木有、是を対面柿となづくと所の老人申伝ふ。

業平竹 頼朝公むちをさし給う竹也

八幡宮氏子 八幡村 堂庭村 湯川村 的場村 畑中村 戸田村 久米田村 以上六カ村

末社 水若宇治皇子 若宮 仁徳帝也 白旗社頼朝公 姫若宇礼姫 若姫 ・ 高良上武内臣也下は藤

大臣連保也 ・ 伊勢大神宮也 桃澤御名方神

（一説。湯川村鎮府は元熊野・八幡両社を祀りたりしが、八幡社を八わた村へ遷座したり。その年代は未考なれど、頼朝富士川陣の治承四年以前なるべきか。東海道路線が現在の如く設けられし時、長沢村の地域を貫きて、参道を設け、官道の傍に鳥居を建てたるなり。堂庭外五カ村を泉六カ村と呼び、祭礼の時、此の六カ村の奉灯は表参道に立つるも、八幡の分は裏参道、即ち東横手に立つるなり。今も変わらず古例の如し。今川氏等の文書数通蔵せり。その内の一通は戦乱のため離散したる事、及びこれが復帰を奨励したる事を知り得るを以て左に記す。
（以下略 北條家關落者召返朱印状掲載し終わる）

※ 賛川了以 駿東郡長沢村の人、宝暦二年六月三日生まれ、

文化十一年八月二十八日歿、享年六十三歳。八幡宮神主岩崎元麿元春親子と同学。

賛川他石、修訂駿河國新風土記に記して曰く、

「文化九年了以居士の手記せる稿本を整理し、以て新庄道雄の駿河新風土記の欠を補わんとす、新庄も了以居士と同じく服部氏の計画の下に資料蒐集に当りし一人也、その新庄の稿を脱するに及ばざりし駿東郡の部を了以居士稿本を以てすることは、服部氏の計画を達成する所以にして実に意義深きものといふべし。」

『新羅三郎義光吹笙の図』について

古今著聞集に云、源義光は豊原時元が弟子なり、時秋（時元の子）いまだ幼かりける時、時元はうせにければ、大食調入調曲をば、時秋には授けず、義光には慥に教へたりけり、陸奥守義家朝臣、永保年中に武衛家衡等を攻めける時、義光は京に候ひて、かの合戦の事を傳へき、けり、暇を申して下らんとしけるを御ゆるしなかりければ、兵衛尉を辭し申して、馳せ下りけり近江國鏡の宿に着く日、花田の單狩衣に青袴きて、引入烏帽子したる男、後れじと馳せ來るあり、あやしう思ひて見れば、豊原時秋なりけり、あれはいかに何しに來りたるぞと問ひければ、とかくの事はいはず、只御供仕るべしとばかりぞいひける、義光此度の下向、物さはがしき事侍り馳せ下るなり、伴ひ給はん事尤本意なれども、此度におきては然るべからずとしきりに止るを聞かず、強ひて從ひ給ひけり、力及ばで諸共に下りて遂に足柄山まで來りけり、かの山にて義光馬を控へて曰く、止め申せども用ゐ給はで、これまで伴ひ給へる事その志あさからず、さりながらこの山には、定めて關もきびしくてたやすく通すこともあらじ、義光は所職を辭し申して、都を出しより命をなきものになして罷り向へば、いかに關嚴しくとも憚るまじ、かけ破りて罷り通るべし、それにはその用なし、速に是より歸り給へといふを、時秋なほ承引せず又いふ事もなし、その時義光時秋が思ふ所を悟りて、のどかに打ち寄りて馬よりおりぬ、人を遠くのけて柴を切り拂ひて、盾二枚を敷きて、一枚には我身座し、一枚には時秋をすゑけり、鞆より一紙の文筆を取り出で、時秋に見せけり、

父時元が自筆に書きたる大食調、入調曲の譜、又笙はありやと時秋に問ひければ、候ふとて懷より取り出したりける、用意のほど先づいみじくぞ侍りける、その時はまで慕ひ來れる志、定めてこの料にてぞ侍らんとて、即ち入調曲を授けてけり、義光はかゝる大事によりて下らば、身の安否知りがたし、萬が一安穩ならば、都の見參を期すべし、貴殿は豊原數代の樂工、朝家要須の仁なり、我に志をおぼさば速に歸洛して道を全うせらるべしと、再三いひければ、理に折れてぞのぼりける。

（駿東郡誌より）

笙は豊原時忠から秘曲を受け、名器交丸を得たが、奥州下向の際、時忠が逢坂山に別れを惜しみ歸らぬので、名器を戦場に失う事をおそれて返し与えた。この話が、時忠の弟時元が義光に秘曲を授け、その子時秋が秘曲の滅びることをおそれ、足柄山まで義光を送り、山中で伝授されたという、「古今著聞集」の時秋物語の伝説を生んだのである。

（日本歴史大辞典9「源義光」の項より）

神主相続及び赤心隊關係

諸事普請并諸用扣帳（慶応三年）

慶応三年（一八六七年）二月四日（六日）

岩崎元功神主繼承願出諸狀

諸事目出度扣

慶応三丁卯年二月四日繼目・願手続之扣鉄之助改名常陸・藤原之元功歳十六才

乍恐以書附奉願上候

今般私儀家督相続仕候^{ニ付}・先各之通風折烏帽子狩衣御・許狀奉願上度存候間地頭所^{ヨリ}・之御添翰頂戴致奉差上候右^{ニ付}・改名之義者岩崎常陸藤原元・功^ト奉願上候宜物金奉差上候間・宜敷御沙汰奉願上候以上

駿河國駿東郡八幡村

八幡宮神主

岩崎常陸

御本所様

御役所

奉願

一繼目御許狀風折烏帽子狩衣

一三部御祓 神拝式次第

一願名岩崎常陸藤原元功

但シ父主計義嘉永二年十二月三日・受仕候

右之通奉願上候尤神社御条目天明二年・御再触之御趣意者不申及御家御配下之儀^{ニ付}官位御執・奏者勿論神祇道御法令堅相・守子孫永久御下知遠省不仕候間・此因宜御沙汰奉願上候以上

駿河國駿東郡八幡村

御朱印地

八幡宮神主

慶応三卯二月六日 岩崎鉄之助

御本所様

御役所

一筆啓上仕候改春慶賀御同意・目出度奉恐寿候今
以餘寒退兼・候得共弥御全家様益御精勤之由・珍
重之御儀奉賀候随而私義継・目御許状奉願上御座
候間宜御執成・奉願上候右ニ付地頭所ヨリ之御・添
翰相添并ニ官物金貳両之封・入奉差上候間何共宜
敷奉願上候・私義参上仕御願可申處遠路・故以飛
脚書中ニ而奉願上候段奉・恐入候何卒宜敷御沙汰
偏ニ奉・願上候先者御願可申上候恐惶謹言

御朱印地

駿河国駿東郡八幡村

八幡宮神主

岩崎鉄之助

吉田殿

江戸出張所

御役所

御役人机中

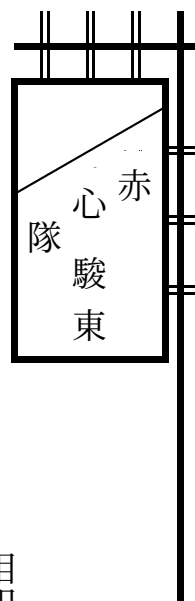
慶応四年（一八六八）

駿東赤心隊岩崎元功奉仕事歴

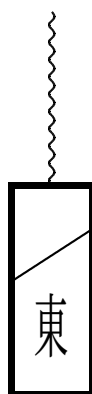
慶応四戊辰年二月徳川家征軍職・御至戴之節稿本

様柳原様御・使与為江戸表江御下リ之時駿府・表神
職江警衛可致旨御沙汰有之・候ニ付駿府表神職沼津
神尾川口・宅迄誘引致候ニ付二月廿二日早朝・駿
府表江沼津神職一同出立致候手・前義伊勢参宮参
り留主故名代ニ・本宿高田與惣右エ門ヲ頼沼津神職
同・道ニ而罷出候手前義者同廿七日致帰・宅々廿八
日早朝沼津屯所神尾宅江罷越・神職一同集議之上
藤川河原ヨリ・三島千貫樋迄警衛之積リ相成・惣
代与為神尾因幡植松伊織兩人ニ而・出立駿府大茶
屋止宿参謀職加永・田武治殿江右之段申達候所御
聞濟ニ・相成候其ヨリ帰宅一隊ヲ為而赤心隊・与云
旗一本高張四ツ弓張四ツ何レモ・相印ヲ付陣羽織小
袴手槍ヲ付・凡六十人斗ニ相成申候三月十日駿府
御・出立蒲原御伯リ神職一同者沼津出立・元市場
泊リ与参翌日十一日藤川辺迄参・リ御勅使御警衛致
沼津御伯リ相成・候其ヨリ沼津宿江御逗留ニ相成申
候其・内一同屯致居候一同御道筋安全之祈・願致
御祓長乃し献上仕候

旗図



相印之図



同年四月八日有栖川宮様江戸表^江・御下^リ同日駿

府^江御着翌九日沼津表神職一同藤川辺迄参^リ御先

供御警・衛致沼津宿御旅官^ニ相成候翌十日沼津ヨ

リ千貫樋迄御供致此時者参謀職木梨清一良殿^江申

立御聞済^ニ・相成御警衛致候

明治元辰年十月朝廷江戸^江御通輦之節社鳥居先

^{ニ而}風折烏帽子狩衣^{ニ而}拝礼仕候其ヨリ江戸^江御着

・御所^ニ相成候故東京^ト改メ^リ申候

明治二年（一八六九）一月十一日〜十七日

元功、静岡藩主に年頭御目見得の記録

日吉社神主川口能登同道

明治二巳年正月十一日駿府表^江・御年頭御用^{ニ付}出

立其節沼津日吉社神主川口能登同道^{ニ而}昼・後出

翌十二日駿府表三隅屋^江着・郡方役所^江着届ケ罷

出候同十三日郡方役所^江御用聞^ニ罷出候所當上様^モ

御殿御手間故於大所院御年頭・御目見朝五ツ時^ニ

被受^レ候様御沙汰有之候事

同十四日休足^{ニ付}稲川内膳方^江年頭^ニ・罷出候

同十五日朝六ッ時郡方役所^江参・五ッ時^ニ登城致
候其節郡方御役人案内^ニ而御殿大所院迄参^リ御年
・頭御礼無滞相済申候

其ヨリ御家老御中老^{方江}御年頭御目見無滞相済候
御礼^ニ罷出候

御家老

平岡且波

御中老

浅野治良八

一今般私共
城御年頭御目見無滞相済
難有仕合奉存候右ニ付御礼^ニ罷
出候 駿東郡八幡村
八幡宮神主
岩崎常陸

手札之雛形

右ニ而御用相済同十六日駿府出立
十七日昼頃帰宅致候

服部綾雄
河野左門
織田和泉
富永孫大夫
戸川平右エ門
大久保一翁
郡方役人
佐久間忠左エ門
高木七之助
蕎麦嶋富之進

八幡神社神主

〓二十五代 由比氏？

廿六代 三郎左衛門尉 清 元 文禄 二年 二月 五日歿（一五九三）
廿七代 長 十 郎 重正（重直） 元和 九年 八月 七日歿（一六二三）

（応神天皇御神像表書より 廿七代神主重直）

廿八代 刑 部 元 重 寛文十一年十一月 三日歿（一六七二）

廿九代 豊 後 重 考 天和 二年？ （一六八二）

卅 代 兵 部 元考（本考） 元禄十四年 十月 八日歿（一七〇二）

卅一代 主 膳 本 重 寶曆 五年？ （一七五五）

卅二代 山 城 守 本 高 明和 七年 十月廿七日歿（一七七〇）

卅三代 常陸之助 元万呂 文化 九年 四月 三日歿（一八一二）

卅四代 左 膳 元 春 文化十一年 八月廿三日歿（一八一四）

卅五代 右膳（主計） 元 一 天保十四年 七月十五日歿（一八四三）

卅六代 刑 部 元義（元秀） 文久 三年 八月 十日歿（一八六三）

卅七代 常陸（祀官・社司） 元功 昭和十四年 一月廿六日歿（一九三九）

（神主 岩崎家先祖代々靈屋及び岩寄氏祖代々靈簿より）

卅八代 社司・宮司 高田 高 昭和四三年十一月 三日歿（一九六八）

卅九代 宮司

勝又五郎

昭和六二年 二月十日退任（一九八七）

四十代 宮司

勝又清

茲時嘉永四^辛

亥 星舎日

岩寄氏祖代々靈簿より

三月恣日改

初代

文禄二年（一五九三）二月五日

平垣院一道浄玄居士 三良左衛門浄元

二代

元和九年（一六二三）八月七日

凉月林窓居士 長十良重正

慶長十三年（一六〇八）八月八日

花嶽紹雲大姉 長十良重正妻

三代

寛文十一年（一六七二）十一月三日
月亭濃輪居士 刑部元重

寛文五年（一六六五）二月八日
本覺寥因大姉 刑部元重室

寛文九年（一六六九）七月十二日
安室玄公居士 刑部元重嫡子

四代

天和二年カ（一六八二）
豊後重考

延宝六年（一六七八）十月七日
禅林要参大姉 豊後重考妻

五代

元禄十四年（一七〇二）十月八日
鐵叟全圍居士 兵部本考

貞享元年（一六八四）六月十四日
乾室元利大姉 兵部本考室

延宝七年（一六七九）二月廿日
全教童女 兵部息女

元禄六年（一六九三）三月四日
智哲良慧大姉 兵部本考娘

六代

宝曆五年カ（一七五五）
主膳本重

宝永二年（一七〇五）九月十九日
清室榮粧大姉 主膳元重室

享保二年（一七一七）

蕙室貞芳大姉 主膳本重後室

享保九年（一七二四）正月十九日

體如是春大姉 主膳元重息女

宝曆三年（一七五三）五月十九日

方山天遊信士 主膳本重息女

明和元年（一七六四）七月一日

清涼童子 要哺嫡子

七代

明和七年（一七七〇）十月廿七日

凌雲院一峯元高居士 山城守

安永九年（一七八〇）十一月廿二日

操徳院隱山貞逸大姉 出雲守母

八代

文化九年（一八一二）四月三日

松栴院高嶽獨秀居士 常陸介萬呂

享和二年（一八〇二）九月廿二日

静安院淑堂貞閑大姉 常陸介室

文化六年（一八〇九）一月廿二日

春萃院清艶大姉 岩崎氏娘江戸にて死去

九代

文化十一（一八一四）八月廿二日

頓悟院本源自性居士 左膳元春

嘉永三年（一八五〇）九月廿日

鶴林院椿山保壽大姉 左膳元春室

十代

天保十四年（一八四三）七月十五日
真澄院義岳全忠居士 岩崎右膳夏元一

文政四年（一八二一）十二月十五日
寂光院珠室靈照大姉 岩崎右膳先室

天保三年（一八三二）五月十三日
淨徳院蓮臺妙薫大姉 右膳後妻主計実母

天保五年（一八三四）三月九日
春瑛童女 右膳息女

嘉永六年（一八五三）六月一日
白巖祖圭居士 岩崎元一次男 元三郎

十一代

文久二年（一八六二）八月十一日
實相院眞應玄理居士 岩崎刑部

明治七年（一八七四）十二月二日
竹内佐太子刀自 元義妻

嘉永三年（一八五〇）十月一日
曉露童子 岩崎主計実子

安政五年（一八五六）八月三日
積善院正嶽依法居士 岩崎兵右衛門

十二代

昭和十四年（一九三九）一月廿六日
常陸元功大人 八幡出生 八十八歳

嘉永五年五月十一日生（一八五二）
從六位 神主・祀官・社司

明治四四年（一九一一）六月廿五日
俊子戸自 元功先妻 勲母
安政三年五月生（一八五六）

昭和廿四年（一九四九）八月四日

さめ刀自（元功後妻）

明治一年二月二日生（一八六七）

常照院殿憲道放勲大居士 岩崎勲五〇歳

明治十一年二月廿五日生衆議院議員

勲三等 東京にて死去 郁夫父

十三代

昭和二年（一九二七）一月十八日

昭和五十一年（一九七六）六月十八日

清心院慈室徳光大姉 岩崎とく 九〇歳

浦和にて死去 勲妻 郁夫母

元功墓碑（静岡県駿東郡清水町八幡 法泉寺内）

元功君以嘉永五年生考曰刑部為郷社八幡宮神主君其・長子也為人清廉謹直明治八年始為八幡宮祀官至今奉・仕
實六十有余年常発揚神徳以功官準奏任累叙従六位・又屢蒙表彰 昭和十四卒享年八十八

尾崎三郎 撰

杉山正平宅屋敷神資料

平成三年二月十六日調

(静岡県駿東郡清水町八幡一五〇番地の二)

稲守神社棟札 及び旗

※注

□ 判読不明文字

○ 内 推定文字若しくは西暦年

一、棟札

杉山九兵衛

表

□□□□ (稲荷神社)

二、棟札

祭神三座

下社 大山祇女
中社 倉稻菟
□社 土祖神(上) 鎮護

表

祭神

大山祇女

正遷宮

裏

于時□□□□年二月初午(寛政三 辛
亥 亥 一七九

三座

倉 稻 菟

鎮護

土御祖

祭主

岩寄出雲守藤原朝臣元磨
敬白

裏

願主 八幡□(邑)

于時寛政十三 辛 年二月初午(一八〇二)

酉

祭主 岩寄豊前守藤原元曆

敬白

願主 駿東郡八幡邑

杉山文右衛門

三、棟札

表

今度以上京之序當社之稻荷・尔奉願正一位之神位
吉田二位殿・則贈賜焉於是奉崇・正一位稻荷
大明神者也矣・長久安久平介久知食止恐美々々
申須

裏

于時文化二乙 年五月吉辰（一八〇五）

丑

祭主 岩崎豊後守藤原朝臣元萬呂

諸願成就 謹白

願主 駿弼駿東郡八幡邑

杉山文右衛門

四、棟札

表

祭神 大山祇女 正遷宮
倉 稻 竈 鎮 護
三座 土御祖

裏

于時安政五戊 年二月初午（一八五八）
祭主 岩崎刑部藤原元秀

謹白

願主 駿東郡八幡邑

杉山伴右衛門

五、棟札

表

祭神 正遷宮

大山祇女

奉 齋 宇賀御魂命 鎮 護

土御祖神

裏

于時明治十二年三月八日（一八七九）

祭主 祠官 岩崎藤原元功

敬白

駿東郡八幡邑

願主 杉山九平

六、棟札

表

大山祇女

奉 祭 倉稻魂神

鎮 護

三 柱 土御祖

裏

于時昭和十二年二月初午（一九三七）

祭主 正七位岩崎元功謹識

駿河國駿東郡清水村八幡

願主 杉山清次郎

七、旗

三辰年（一八五六）

正一位稻守神社 二月初午

梶山氏

八、棟札

表

祭神

正遷宮

大山祇女

奉 齋

倉稻 魂神

鎮 護

三座

土御祖

裏

于時平成三 辛
未 年二月十六日

齋主 郷社八幡神社

宮司 勝又藤原清

敬白

願主

駿河國駿東郡清水町八幡

杉山正平

郷社 八幡神社保存文書目録

(含岩崎家旧蔵文書)

平成6年6月15日現在

番号	県資料	文 書 名 等	年 代	西暦
1		今川義元諸役免除朱印状 (清水町文化財)	天文22. 3.10	1553
2		北條家禁制 (清水町文化財)	永禄11.12.12	1568
3		北條家關落者召返朱印状 (所在不明)	天正元. 3. 6	1573
4		北條家竹木伐採禁止朱印状 (清水町文化財)	天正 9. 3.21	1581
5		松平康次神領寄進状 (清水町文化財)	天正11. 8.28	1583
6		徳川家七箇条定書 (所在不明)	天正17.11.27	1589
7		徳川家康神領寄進状写 (清水町文化財)	慶長 7.12.10	1602
8		大猷院様御朱印写 (徳川秀忠)	元和 3. 3.17	1617
9		台徳院様御朱印 (徳川家光)	寛永13.13. 9	1636

徳川家朱印状

(清水町文化財 「松平康次神領寄進状」と併せて一括指定)

番号	県資料	文 書 名 等	年 代	西暦
1		権現様御朱印	慶長 7.12.10	1602
2		台徳院様御朱印	元和 3. 3.17	1617
3		大猷院様御朱印	寛永13.11. 9	1636
4		厳有院様御朱印	寛文 5. 7.11	1665
5		常憲院様御朱印	貞享 2. 6.11	1685
6		有徳院様御朱印	享保 2. 6.11	1718
7		惇信院様御朱印	延享 4. 8.11	1747
8		俊明院様御朱印	宝暦12. 8.11	1762
9		文恭院様御朱印	天明 8. 9.11	1788
10		慎徳院様御朱印	天保10. 9.11	1839
11		温恭院様御朱印	安政 2. 9.11	1855

番号	県番号	文 書 名 等	年 代	西暦
	G 1 0	諸御大名様御初尾帳（参勤大名三島宿止宿）	明和5～元治2	1768～1856
	K 7 8	事解抄（写本 藤原元麿）	安永5.3.中旬	1776
	X 1 3	（大福帳）	寛政？	1789～1801
	K 8 4	伊勢御師の起源	寛政 4. 2	1792
	K 7 9	武祢式（写本 藤原元麿）	寛政5.3.中旬	1793
	X 2 6	真證院義嶽全忠居士	享和 4.正月	1804
	K 4 6	元万呂実母二十五廻忌静安院三廻忌人数其外諸用帳	文化元. 9.21	1804
	E 3 7	子年田畑御年貢取立帳	文化元.12	1804
	E 7 5	寅年田畑御年貢取立帳	文化 3.12	1806
	E 5 9	卯年田畑御年貢取立勘定帳	文化 4.12	1807
	E 5 2	巳年田畑御年貢取立帳	文化 6.12	1809
	E 5 5	未年田畑御年貢取立帳	文化 8.12	1811
	E 3 4	酉年田畑御年貢取立帳	文化10.12	1813
	X 3	大福帳	文化13正月吉	1816
	K 8 3	祝詞集	文化13. 8	1816
	E 3 3	子年田畑御年貢取立帳	文化13.12	1816
	X 6 8	大福帳	文化14正月吉	1817
	E 7 0	丑年田畑御年貢取立帳	文化14.12	1817

番号	県番号	文 書 名 等	年 代	西暦
	E 5 6	寅年田畑御年貢取立帳	文政元.12	1818
	K 6 7	年々御祭礼覚帳	文政2.8.吉日	1819
	K 7 7	神代巻神社考目録神名（写本 岩崎右膳）	文政 2.10	1819
	E 3 6	卯年田畑御年貢取立帳	文政 2.12	1819
	E 5 7	辰年田畑御年貢取立帳	文政 3.12	1820
	X 6 1	大福帳	文政 4.正月	1821
	X 1 4	珠室靈照大姉葬式諸用帳	文政 4.12	1821
	X 6 9	大福帳	文政 5.正月	1822
	E 4 5	午年田畑御年貢取立帳	文政5.12吉辰	1822
	E 3 8	未年田畑御年貢取立帳	文政 6.12	1823
	E 1 6	未年田畑御年貢取立帳	文政 6.12	1823
	Z 7	皇都鑑 岩崎氏写す	文政 7. 5.	1824
	E 6 2	申年田畑御年貢取立帳	文政 9.12	1826
	X 1 8	大福帳	文政10.正月	1827
	E 6 0	子年田畑御年貢取立帳	文政11.12	1828
	X 8 7	評定（御触書等を整理、筆写したもの）	文政12.4吉日	1829
	E 6 6	寅年田畑御年貢取立帳	文政13.12	1830
	K 2 5	珠室靈照大姉蓮台妙薫大姉香奉奠諸用覚帳	天保 4. 4. 2	1833

番号	県番号	文 書 名 等	年 代	西暦
	X 1	大福帳（岩崎家農業経営に関する）	天保 6.正月	1835
	E 4 4	未年田畑御年貢取立帳	天保6.12吉辰	1835
	E 3 2	申年田畑御年貢取立帳	天保 7.12	1836
	K 1 7	大御祭礼之式諸用覚（残簡）	天保8.8.吉日	1837
	E 3 0	酉年田畑御年貢取立帳	天保 8.12	1837
	X 6	本源自性居士廿五廻忌香奠覚帳其外諸用扣	天保 9. 8.22	1838
	E 5	亥年田畑御年貢取立帳	天保10.12	1839
	K 4 3	諸用扣帳	天保11.8吉日	1840
	X 6 4	祝儀之覚帳	天保12.11.吉	1841
	X 5 3	諸用人足覚帳	天保13. 1	1842
	E 3 1	寅年田畑御年貢取立帳	天保13.12	1842
	X 2 7	居宅東方繕普請諸入用人足覚帳	天保14正月吉	1843
	K 2 1	義嶽全忠居士諸式入用控并葬式烈附	天保14. 7.15	1843
	E 4 8	卯年田畑御年貢取立帳	天保1412吉辰	1843
	E 2 3	辰年田畑御年貢取立帳	天保15.12	1844
	E 2 4	未年田畑御年貢取立帳	弘化 4.12	1847
	X 2	婚礼入用祝儀覚帳 岩崎元丸	嘉永元8.吉日	1848
	J 8 2	俗文通一（手習本）	嘉永 2.閏4	1849

番号	県番号	文 書 名 等	年 代	西暦
	E 7	酉年田畑御年貢取立帳	嘉永 2.12	1849
	E 4 9	春屋普請入用并搦賃控帳	嘉永 3. 8	1850
	E 3 5	戌年田畑御年貢取立帳	嘉永 3.12	1850
	E 1 5	子年田畑御年貢取立帳	嘉永 5. 2	1851
	K 4 2	白巖祖圭居士香奠受納帳	嘉永6.6.吉日	1853
	K 1 2	御宮屋諸用入覚帳	嘉永6.7.吉日	1853
	K 4 1	大御祭禮之式諸用覚（残簡）	安政？年	1854～60
	X 6 5	金銭出入万覚帳	安政 2.12.吉	1855
	E 1 9	金銀出入勘定帳	安政 4.正月	1857
	K 2 2	御宮況方御魚覚帳	万延元正月吉	1860
	E 8	申年田畑御年貢取立帳	万延元.12	1860
	E 7 2	酉年田畑御年貢取立帳	文久元.12	1861
	K 9	寺入用扣帳 法泉寺	文久 2. 8.18	1862
	E 7 4	戌年田畑御年貢取立帳	文久 2.12	1862
	E 7 6	手作地作付帳	？	
	J 8 5	元政上人身延乃道之記 源利義	文久 3.10. 2	1863
	E 4 7	亥年田畑御年貢取立帳	文久3.12吉日	1863
	E 7 1	金銭出入覚帳	元治 2.正月	1865

番号	県番号	文 書 名 等	年 代	西暦
	X 6 3	大福帳 隠居	慶応3.正月吉	1867
	K 7 3	諸事普請并諸用扣帳（含駿東赤心隊関係）	慶応 3. 2	1867
	X 2 9	大福帳	慶応 3. 2.18	1867
	E 2 8	戊辰田畑御年貢取立帳	明治元.11	1868
	X 5 1	大福帳	明治 2. 1	1869
	Z 4 -1	金銭米穀出納帳	明治 3. 1	1870
	E 5 4	田畑御年貢取立帳	明治 4.12	1871
	E 5 0	田畑御年貢取立帳	明治 6	1873
	Z 1 0	説教大意 （木版）	明治 6. 4.	1873
	Z 5 -1	田畑小作米収入簿	明治 7.	1874
	Z 5 -2	田畑小作米収入簿	明治 8.	1875
	Z 4 -2	金銭米穀出納帳	明治 8. 1	1875
	Z 5 -3	田畑小作米収入簿	明治 9.	1876
	Z 1 3	元八幡社上地官林立木枝打取願	明治10. 3.18	1877
	Z 1 2	田畑宅地等級番号長	明治12.12.	1879
	Z 5 -4	田畑小作米収入簿	明治13.	1880
	Z 3	無盡加入控帳	明治13. 1	1880
	E 3 9	金銭米国出納簿	明治14. 1	1881

番号	県番号	文 書 名 等	年 代	西暦
	Z 1	萬小遣日雇簿	明治15. 1	1882
	Z 4 -3	金銭米穀出納帳	明治15. 1	1882
	Z 5 -5	田畑小作米収入簿	明治17.	1884
	E 2 0	耕宅地小作米取立帳	明治18.12	1885
	Z 2	小遣雇人日記帳	明治17. 1	1884
	Z 5 -6	田畑小作米収入簿	明治20.	1887
	Z 5 -7	田畑小作米収入簿	明治21.	1888
	Z 5 -8	田畑小作米収入簿	明治22.	1889
	Z 5 -9	田畑小作米収入簿	明治23.	1890
	Z5-10	田畑小作米収入簿	明治24.	1891
	Z 6 -1	田畑小作米収入簿	明治25.	1892
	Z 6 -2	田畑小作米収入簿	明治26.	1893
	Z 1 4	郷社八幡神社保存金寄附者明細簿	明治26.	1893
	Z 6 -3	田畑小作米収入簿	明治27.	1894
	Z 6 -4	田畑小作米収入簿	明治28.	1895
	Z 6 -5	田畑小作米収入簿	明治29.	1896
	Z 6 -6	田畑小作米収入簿	明治30.	1897
	Z 6 -7	田畑小作米収入簿	明治31.	1898

番号	県番号	文 書 名 等	年 代	西暦
	Z 6 -8	田畑小作米収入簿	明治32.	1899
	Z 6 -9	田畑小作米収入簿	明治33.	1900
	Z 6-10	田畑小作米収入簿	明治42.	1909
	J 8 1	古今和可六帖 3	?	
	J 8 6	教訓十五ヶ條（歌道） 光栄	?	
	K 8 0	寶勅（諸神祭神并寶勅靈驗終全）	?	
	X 4	買物帳	? 戌. 9.21	
	X 1 1	（大福帳） 岩崎弥八	?	
	X 4 0	村方役金之覚、御朱印地手作之覚他	?	
	X 5 7	（大福帳断簡）	?	
	Z 8	諸神社祭神記 全	?	
	Z 9	諸神祭神	?	
	Z 1 1	大同或問 全（木版）	?	

八幡神社関係略年譜

八〇〇 延暦九年六月

朔日 富士山噴火 駿河國言。自_レ去三月十四日_一。迄_二四月十八日_一。富士山巔自燒。晝則烟氣暗暝、夜則火光照_レ天。其聲若_レ雷。灰下如雨。山下川水皆紅色也。（日本記略）

八〇二 延暦三年正月八日

富士山噴火 駿河相模國言。駿河國富士山。晝夜恒燎。砂礫如_レ霰者。求_二之卜筮_一。占曰。于疫_{コホニ}。宜_レ令_{下ニ}兩國_一加_二鎮謝_一。及讀_レ經以攘_中灾殃_上。（日本記略）

五月九日

富士山の度々の噴火に、足柄路を閉鎖廢_二相模國足柄路_一。開_二莒荷途_一。以_二富士燒碎石塞_下道也_一。（日本記略）

八〇三 延暦三年五月八日

廢_二相模國莒荷路_一。復_二足柄舊路_一。（日本記略）

八四〇 承和七年二月朔日

永倉駅家を田方に移す 改_二駿河國駿河郡永藏驛家_一。遷_二置于伊豆國田方郡_一。以下 駿河郡特帶_二三驛_一。百姓殊苦_中重役_上也。（続日本後紀）

八六四 貞觀六年五月五日

富士山噴火 駿河國言。本栖湖を埋める。

七月七日

富士山噴火 甲斐國言。（前項と同一噴火）

本栖、剡湖を埋め、河口湖まで溶岩迫る。

二七日

各國に勅 神社の事は神主任せにしないで修築や祭礼を盛大にせよ

八月五日

今回の富士山噴火は、占いによれば浅間神主の怠慢によるものだから、幣を奉つて許しを得なさい

(この年の項 三代実録 但編者意識)

十二月十日

柏原駅を廃し永倉駅との距離を均す

駿河國言。駿河郡帶^ニ三驛^ニ傳^ニ。横走。永倉。栢原驛家は也。惣差^ニ點^ニ驛子四百人。傳子六十人^ニ。年來疫旱荐臻。課丁欠少。因而驛傳子等不^レ能^レ滿^レ數。郡民凋殘。莫^レ甚^ニ於此^ニ。望請。廢^ニ栢原驛^ニ。富士郡蒲原驛遷^ニ立富士河東野^ニ。然則蒲原驛與^ニ永倉驛^ニ。行程自均。民得^レ息^レ肩。從之。(三代実録)

八七〇 貞觀十二年

富士山中央大焚 (相模國寒川神社日記録・駿東郡誌より)

九二七 延長五年十二月六日

延喜式卷の九 駿河國駿河郡二座の内桃澤神社 伊豆國田方郡廿四座の内小川

泉水神社の記載有り

九三七 承平七年十二月某日

富士山噴火 甲斐國言。駿河國富士山神火埋^ニ水海^ニ。(日本記略)

九九九 長保元年三月七日

富士山噴火に付トウ 午後。左大臣。右大臣。着^ニ左杖座^ニ。召^ニ神祇官并陰陽寮^ニ。仰云。駿河國言上解文云。日者(此頃?)不字御山燒由。何崇者。即卜

申云。若佐所有^ニ兵革疾疫事^ニ歟者。(本朝世紀)

一〇三二 長元五年十二月六日

富士山噴火(長元六年二月一日の条) 駿河國言上。去年十二月十六日。富士

山火。起^レ自^レ嶺。至^ニ山脚^ニ。(日本記略)

一〇八三 永保三年三月六日

有^ニ富士山燒燃恠^ニ焉。(扶桑略記)

(此頃永倉駅の機能を黄瀬川宿に移したのではないかと思われる。同時に守護神桃澤神社を現八幡に移動したもののか、もしくは元々永倉駅の守護神として現八幡にあったものか、または永倉駅そのものが黄瀬川宿と名称を変更したものか)

一〇八七 寛治元年

新羅三郎源義光、兄八幡太郎義家の後三年の役にて苦戦の由を聞き、官を辞し

一一八〇 治承四年八月七日

八月_二四日

山木兼隆郎從黃瀬河宿逍遙
頼朝石橋山の合戦にて敗れる。

十月六日

頼朝房総にて兵を立て直し、鎌倉にはいる。

十月六日

頼朝黄瀬河着陣

十月_二十日

富士川の合戦にて頼朝勝利

十月三日

頼朝義経兄弟對面

（このころ八幡神社社殿など再建され境内の整備が行われたものと思われる。一説に頼朝桃沢社の旧地に石清水を勧請し給う。又一説に湯川鎮府熊野八幡兩社を祀りたりしが、八幡社を八わた村へ遷座したり。）

一一八四 元暦元年八月三日

頼朝木瀬川邊暫逗留

一一二三 建暦三年

実朝駿河を知行

一一三四 建武元年

泉庄 これまで北條氏領、泰家所領す。建武新政により足利尊氏、同直義の所領に歸す。

（参考 三嶋大社文書より 「奉寄 三島大明神・駿河國土加利郷内田參町・畠
壱町・事右。・奉_レ寄如_レ件。・建武元年二月九日・左兵衛督源朝臣

（花押）〔尊氏〕」）

一一三五 建武二年

竹の下の合戦

一一三八 建武五年

今川範国、駿河を守護す

建武五年五月_二七日

今川範国、松井八郎宛香貫郷宛行

一三五六 文和五年五月七日

日代置文、芝川町西山本門寺日代の嫡弟を、由比大四郎光員の子初犬麿に定める。

一三六三 貞治二年二月廿日

今川範氏書下 有渡郡下嶋郷郷司職を鎌倉円覚寺に交付する。

貞治二年二月六日

由比光行（左衛門尉）打渡状

一四〇〇 応永七年三月九日

足利義満判物 泉庄長慶寺の事（今川泰範宛）

一四一二 応永九年五月四日

足利義持判物 泉庄長慶寺の事（今川範政宛）

一四一七 応永二年

今川範政、副將軍の号を賜る（上杉禪秀の乱の功による）

一四二七 応永四年五月四日

足利義持判物 由比泰光由比郷惣領職など証文焼失のため改めて安堵さる。

六月二日

管領畠山満家奉書 幕府、由比泰光由比郷惣領職など安堵する。

一四三四 永享六年九月五日

今川範忠書下 由比郷惣領職などを由比泰光に安堵する。

一四四〇 永享二年二月五日

棟札 由比清光清水市蜂ヶ谷八幡宮上葺を行う。

一四四九 文永六年三月八日

今川範忠書下 由比光数養父常栄泰光の譲り状により知行の内由比郷溢根を除いて安堵さる。

全日

今川範忠書下 由比小法師丸光々、入江庄吉川郷内石河村・由比郷棟別銭など

安堵さる。

一四五九 長祿三年十二月五日

棟札 由比清光清水市蜂ヶ谷八幡宮上葺を行う

一四七一 文明三年六月四日

今川義忠宛行状 由比勘解由左衛門尉宛 八幡神主職並びに神田・同八幡原関を宛行う。

一四七六 文明八年二月

義忠、横地勝田を討ち、帰途戦死す。

六月

伊勢宗瑞、跡目争いの今川諸将を和解さす。

一四八二 文明四年七月七日
 一四八八 長享二年
 一四九一 延徳三年四月三日
 七月一日
 一四九五 明応四年十月
 八月
 明応文龜の頃
 一五〇八 永正四年十月
 一五一九 永正六年六月五日
 一五二三 大永三年七月六日
 一五三一 享祿四年
 一五三六 天文五年四月
 一五四一 天文十年
 一五四五 天文十二年
 一五五二 天文三年
 一五五三 天文三年三月六日
 一五五四 天文三年二月
 一五六〇 永祿三年五月

伊豆國を足利政知所領す

伊勢宗瑞、興国寺城主 富士下方庄十二郷所領

足利政知病没

同長子茶々丸、継母武者小路氏及び幼弟殺害

秋 宗瑞、伊豆國攻略

宗瑞、小田原城攻略、大森藤頼逃走

宗瑞、甲斐を攻めるが武田信繩と和睦

宗瑞、屢々甲州に侵入

今川氏親、宗瑞に三河諸城の攻撃を命ず

宗瑞、葦山にて歿、享年八十八才

由比勘解由左衛門尉所領、寅寿丸に譲渡

今川氏輝、武田信虎と戦う。北條氏綱これを助ける

氏輝卒す、弟義元嗣ぐ。武田今川同盟す。北條阻止せんと攻むるが敗れる。

北條氏綱卒す。氏康嗣ぐ。

信虎退隠、晴信嗣ぐ。

義元検地

今川義元朱印状、柿田の内八幡神主諸役免除

武田今川北條和約、互いに姻を結び連合す。

義元、桶狭間にて信長にやぶれ陣歿。氏真嗣ぐ。これより信玄駿河領を侵す。

氏康、氏真を助けて駿河領（駿東）防戦。

一五六八 永禄十年

氏政、土狩郷田三町畑一町三島神社へ寄進。

三月十二日

北條家禁制を八幡郷に対して附す。氏康、氏真を救援に付き、蒲原まで進軍のため。

三月十三日

信玄、駿府入城、氏真掛川へ走る。

一五六九 永禄十一年三月八日

徳川家康、氏真と和睦を議する。この掛川城攻防戦で由比出羽守正純は討死し、由比氏は断絶する。

四月二日

氏真、長沢の甘利源三に対し柿田村由比河内守知行を宛行う。

五月三日

氏真、掛川城を家康に明け渡す。氏政、駿河國を攻略しその子氏直を氏真の養子とする。氏真これに駿河國を譲る。一時伊豆戸倉に居住。

一五七二 元亀元年

泉郷、築堤の為伏見竹原土狩の百姓に芝を切らせる。

一五七三 天正元年三月六日

八幡郷に対し、北條家闕落者召返朱印状

一五七七 天正五年

泉郷竹原村、泉の川藻についての訴訟、竹原村敗訴。

勝頼、高坂源五郎に命じて三枚橋城築城

一五七九 天正七年九月十三日

勝頼、一万六千余の軍勢を率いて三枚橋城入城。

一五八二 天正十年正月

家康、武田方駿河諸城を攻める。

二月

北條氏政、戸倉城を攻める。武田方城将笠原新六郎（元北條家臣）退去す。

三月十二日

勝頼、天目山にて歿す。

六月二日

信長、本能寺にて明智光秀に討たれる。

七月

松平康親、三枚橋城修築、守将となる。

十月

家康、北條と和睦

一五八三 天正十年二月 家康、富士川東の地二万五千貫文支給す。

三月六日 康親の子康次、家康より諱一字を賜る。

六月七日 康親、三枚橋城にて卒す。康次、これを嗣ぐ。後康重と改名す。

八月六日 康次、八幡御神領三十貫文寄進。

一五八九 天正七年十月七日 天野三郎兵衛尉景能、八幡郷他に徳川家七箇条定書を交付。景能、のち家康の諱一字を賜り康景と改む。

一五九〇 天正六年三月一日 秀吉、小田原征討のため京を発つ。

三月四日 家康、長窪城に入る。

三月七日 秀吉、三枚橋城入城。家康・織田信雄等と軍議。本軍、惣原に屯す。

三月八若くは二九日？家康、秀吉と共に参拝、太刀を奉納す。

三月九日 山中城攻め。

七月六日 小田原開城。

八月 家康、関東領国。江戸入城。

駿河國、中村一氏領国。

一五九一 天正九年 箱根新道開通により、社殿南面、長沢村の地を買きて参道を設け、官道の傍に鳥居を建てる。

一五九三 文禄二年二月五日 神主岩崎氏初代三郎左衛門尉清元歿（平垣院一道浄元居士）

一六〇一 慶長六年二月 沼津城主大久保忠佐 二万石

興国寺城主天野三郎兵衛尉康景 一万石 同十二年正月九日、非なき己が輕卒を罰するを偲びず狩野に退隱。

一六〇二 慶長七年十二月十日 家康、神領二十石を寄進す。

一六〇四 慶長九年 応神天皇御神像一軸 法橋絵所清忠画 廿七代神主豊後守重直

一六一七 元和三年三月七日 秀忠、朱印。(追認)

一六二三 元和九年八月七日 岩崎氏二代長十郎重正(重直)歿

一六三六 寛永三年十二月九日 家光、朱印。(追認)

一六七一 寛文十年十二月三日 岩崎氏三代刑部元重歿

一六七四 延宝二年 検地、十九石四斗九升五合を増し、都合三十九石四斗九升五合となる。

一六八二 天和二年 岩崎氏四代豊後重考歿

一六九八 元禄十二年四月吉日 灯籠一對 奉納 駿州長澤村 室伏善右衛門 □村 伊藤與右衛門

安政四年(一八五七)八月修復同忠□

一七〇一 元禄四年十月八日 岩崎氏五代兵部元考(本考)歿

一七五五 宝暦五年 岩崎氏六代主膳本重歿

一七七〇 明和七年十月七日 岩崎氏七代山城守本高歿

一七七三 安永二年三月吉日 太鼓調製、細工人大阪濱辺亀山町 はりまや源兵衛

一七八〇 安永九年九月吉日 御随神奉納 駿州伏見村小野孝左衛門刻

一七九九 寛政十年己未 秋 奉納狂歌額 産子総代奉納

一八一 文化八年四月 久世三四郎、対面石の石碑を建つ。

一八一二 文化九年 賛川了以、駿河地誌稿・駿東郡之部脱稿、修訂駿河國新風土記所載。

文化九年四月三日 岩崎氏八代常陸介出雲守元麿歿。享年八十一歳 駿河地誌稿に八幡宮記執筆。

一八一四 文化十年八月三日 岩崎氏九代元麿の子左膳元春歿。享年四十八歳。

文化十二年八月六日

贅川了以歿す。享年六十三歳。

一八四三 天保四年七月五日

岩崎氏十代右膳（主計）元一歿

一八四五 弘化二年二月吉辰

灯籠 奉納者 杉山九兵衛 石工 江間村平藏

一八五四 安政元年十二月四日

大震災、社殿大破。本殿造営し、拝殿修復す。

一八五六 安政三年三月

太鼓張り替え

一八六三 文久三年八月十日

岩崎氏十一代刑部元義（元秀）歿

一八六六 慶応三年二月四日

岩崎氏十二代常陸元功、神主職を嗣ぐ（一八五二・嘉永五年生）

一八六八 慶応四年

元功、駿東赤心隊に属し、大総督宮熾仁親王を千貫樋まで警衛。

一八七一 明治四年

社領上地

一八七五 明治八年二月

郷社に列せられ、元功祠官を命ぜらる。（清水長泉地域を氏子とする。）

一八八〇 明治十三年十月二日

表参道鳥居建立 祠官岩崎元功 外祠大伴金吾

世話人 岩崎善吉 室伏金平 岩崎茂平 岩崎理平 杉山格茂 朝木久藏

石工 小澤金右衛門

一八八九 明治三年

町村制改正、清水長泉両村成立。

一八九六 明治九年

太鼓張り替え 沼津市栄町 勝又仙太郎

神号額 八幡大神 大勲位彰仁書（小松宮彰仁親王）

一九〇七 明治卅二年四月十二日

神饌幣帛料共進社に指定される。

一九二一 大正十年四月二十日

元功、社司に補され、清水村全社の社掌を兼補さる。併せて長泉・太平両村全

社も、社掌を兼補されたものと思われる。

一九二三 大正十三年九月五日

新羅三郎義光吹笙の図（絵馬）奉納 永井嘉六郎 高田讓八郎 贅川邦作

室伏平右衛門

一九三三 昭和八年二月

五月

六月

一九三五 昭和十年五月

鳥居建立 奉納者 武藤政次郎
社号標建立 於表参道入口
狛犬一對 奉納者 武藤政次郎
玉垣築造 八幡口及び正面神地沿い 社司 岩崎元功
石工 三島町 小川寅吉

一九三八 昭和十三年七月

一九三九 昭和十四年一月

岩崎元功歿す。
高田高社司を命ぜらる。 当時の社掌（職員）池田秀之輔、杉本直吉、
前田良平。

一九四〇 昭和十五年四月三日

二千六百年記念碑 奉納者 久保田隆作 神池 八畝
献木梅 八十株 測溝・石積工事費

一九四二 昭和七年

一九四五 昭和二十年七月五日

一九四六 昭和三年二月三日

一九四七 昭和三年四月三日

一九五一 昭和六年四月三日

九月八日

一九六八 昭和四年七月三日

七月十日

一九八三 昭和五年三月吉日

講和条約締結により神道指令失効
高田高歿す。
勝又五郎、宮司を命ぜらる。
白旗社台座奉納 上土狩 鈴木あい子

昭和五年

対面石、久世屋敷跡地より御殿西側に移動。

一九八五 昭和三年三月六日

拝殿御随神修復

一九八七 昭和三年二月十日

勝又清、宮司を命ぜらる。

三月吉日

太鼓張り替え

八月吉日

御随神（西参道）台座奉納 八幡 鈴木松雄

一九八八 昭和三年四月一日

社報「八幡さま」創刊

十月吉日

白旗社鳥居奉納 井出金吾 鈴木あい子

一九九〇 平成元年十月六日

国有境内地無償譲与完了

平成二年八月五日

社務所竣工（第一期整備事業）

十月三日

狛犬・石灯笼設置（平成御大典記念）

一九九二 平成四年九月三日

幣殿・拝殿、改築竣工により正殿遷座祭を斎行

一九九三 平成五年五月三日

幣殿・拝殿、竣工奉告祭（事業費一億円・第二期整備事業）

一九九四 平成六年九月吉日

中鳥居、手水舎など竣工・参道正中修正（第三期整備事業）

一九九六 平成八年七月一日

神社本庁神社振興対策第八期の指定神社とする

一九九八 平成十年九月五日

郷社八幡神社敬神会結成奉告祭

一九九九 平成十二年六月吉日

振興対策記念事業 白旗社朱鳥居二基、拝殿自動扉化、社殿防犯設備、

雅楽音声設備、賽銭箱改修、参道縁石、神苑園路造成、記念天幕作成等

二〇〇二 平成十四年九月五日

再建八二〇年記念事業 末社改築、正面玉垣、太鼓橋復元、西参道改修、

境内周囲フェンス設置等

岩崎

明治十二年九月中神社ヲ取調之節書上

候處本年五月ニ至リ訂正スル條有リ御下戻ニ付本冊之通委細進達 扣

駿河國駿東郡八幡村
郷社 八幡神社 明細帳

祠官

岩崎元功

表

頼朝公再建八二〇年記念事業碑

治承四年右大将桃沢社の旧地に石清水を勧請 爾来星霜已に久しく清宮雨蝕露敗 役員総代相寄り相議り再建事業を企図推進 この赤誠に神明垂感應氏子崇敬者の多大なる奉賛と奉仕により見事に完成 この間に要した事業費は全て篤志家の浄財による 御神徳の広さを痛感 茲に十年余に亘る事業の概要を刻し記念とす

平成十四 壬午 年九月十五日

前宮司 勝又五郎撰

平成元年十二月六日 国有境内地無償譲与完了

平成二年八月十五日 社務所竣功

平成二年十二月三日 狛犬・石灯笼設置

平成五年五月三日 幣殿・拝殿 竣功奉告祭

平成六年九月吉日 中鳥居、手水舎等竣功・参道正中修正

平成十二年六月吉日 白旗社朱鳥居二基 拝殿自動扉化 社殿防犯設備

雅楽音声設備 賽銭箱改修 参道縁石敷設 神苑園路造成

記念天幕作成等

平成十四年九月十五日 頼朝公再建八二〇年記念事業竣功奉祝祭

境内末社改築 正面玉垣建設 太鼓橋復元 西参道改修

境内周囲フェンス設置等

一、総事業費 一、金 壹億参阡伍百萬圓也

裏

一、関係役職員

前宮司 勝又五郎

宮司 勝又清

歴代責任役員 久保田和夫 武藤平一 杉山文夫 鈴木昭二 井出金吾 神山宜義

責任役員 関本文義 太白弘 鈴木松雄 杉山孝芳 尾崎和治 永井慎一郎

高田泰久 真覚貞雄 勝又五郎

総代 久保田一郎 武藤泰明 岩崎三雄 杉山龍夫 佐藤一夫 岩崎充明

神山卓裕 鈴木和久 岩崎實 渡邊貞吾 遠藤武子

静岡縣管下駿河國駿東郡八幡村

郷社 八幡神社

一、祭神 譽田別尊

一、延喜已来不詳治承四庚子年源頼朝公造營・同年十月廿一日右大将頼朝公黄瀬川在陣之際・奥劔ヨリ九郎義経公来着於當社始而對面・其後文治元乙巳歲十一月朔日黄瀬川驛ニ着・陣其節御参詣八日相劔鎌倉江歸鎭天正・十八年庚寅四月小田原御陣之際 東照宮・此地ニ而豐太閣御待合之節御参詣被遊・候天正十九年箱根新道開ケ當社西向ノ所・其時ヨリ南向ニ変ル今ノ境内ニ成 明治七年八月郷社被列

一、本殿 間口貳間半 幣殿 間口貳間貳尺
奥行一間半 奥行貳間半

拝殿 間口三間貳尺 御供所 間口貳間
奥行貳間半 奥行三間

太鞍殿 壺ヶ所

一、境内坪數 千貳拾壹坪 地種官有第一種

七百七十二坪二合六夕

一、境内末社 拾壹社

桃澤社 祭神 建御名方神

山神社 祭神 大山祇神

熊野社 祭神 事解之男神
伊邪那岐神
速玉之男神

神明社 祭神 伊勢大神

水神社 祭神 美都波之壳神

廣瀬社 祭神 天御柱国御柱神
和加宇賀之賣神

高良社 祭神 竹内宿祢

水若社 祭神 宇治皇子

姫若社 祭神 宇礼姫

若宮八幡宮 祭神 大鷦鷯尊

白幡社 祭神 源頼朝公

一、随神石像 二座 是ハ治承年間當社西向之節設置其儘今ニ存ス

以上末社由緒無之建物ハ小祠ノミ

一、氏子戸数 百四十七戸 八幡村堂庭村湯川村の場村戸田村畑中村久米田村

一、管轄廳迄ノ距離 十六里

右之通候也

駿河國駿東郡八幡村

右社 祠官

訓導 岩崎元功

産戸惣代

杉山九平

岩崎理平

右村戸長

岩崎善吉

静岡縣令 大迫貞清 殿

昭和六十二年六月三十日 初版印刷
平成 六 年七月 一日 改訂印刷
平成十四 年八月 一日 ホームページ版
平成十四 年九月 五日 HP版改訂
発行 八 幡 神 社 社 務 所
〒四二一〇九四三

静岡県駿東郡清水町八幡三九番地

TEL 〇五五 (九七二) 四九〇四
FAX (九八七) 四九〇四
URL <http://www.inariinja.com>
e-mail guji@inariinja.com